

## 末弘巖太郎責任編輯『現代法学全集』の研究

七戸, 克彦  
九州大学大学院法学研究院 : 教授

<https://doi.org/10.15017/1957714>

---

出版情報 : 法政研究. 85 (1), pp.31-103, 2018-07-13. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 末弘 巖太郎責任編輯『現代法学全集』の研究

七 戸 克 彦

- 一 序章
- 二 出版史的考察
  - (一) 『社会経済体系』の発刊経緯
  - (二) 『明治文化全集』の発刊経緯
  - (三) 『現代法学全集』の発刊経緯
  - (四) 『現代経済学全集』の発刊経緯
- 三 文献学的考察
  - (一) 各巻の内訳と配本
  - (二) 執筆者と執筆項目
- 四 終章

## 一 序 章

## 1 「日評アーカイブズ」の特別企画

日本評論社は、創業一〇〇周年記念事業「日評アーカイブズ」の「特別企画」（復刊希望件数に関わりなく復刊を行う企画）として、平成三〇（二〇一八）年三月、①『現代法学全集』（全三九巻）、②『社会経済体系』（全二〇巻）、③『新経済学全集』（全二〇巻）の三つの全集と、④雑誌「日本評論」の復刊を開始した（①②③は電子書籍（PDF）とオンデマンド印刷（POD）、④は電子書籍（PDF）のみ）。

## （1）『社会経済体系』『現代法学全集』

なお、右①②③④の順番は、「日評アーカイブズ」のホームページの記載をそのまま転記したものであり、<sup>1</sup> 一般の復刊の順番もこの順序で行われているが、原本の発刊年は、三種の全集に関していえば、②↓①↓③の順である（②『社会経済体系』大正一五年〜昭和三年、①『現代法学全集』昭和三年〜昭和六年、③『新経済学全集』昭和一四年〜昭和二〇年）。

ここで、原典の発刊の順番にこだわったのには、理由がある。というのも、①『現代法学全集』は、②『社会経済体系』完結に引き続き、そのノウハウを生かして発刊された後続企画だったからである。

末弘厳太郎の「責任編輯」と銘打って刊行された①『現代法学全集』は、日本評論社が社会科学系出版社としての地歩を固めた記念碑的な企画であったが、②『社会経済体系』の後続の全集は、実際には二本立てで企画された。双子の企画のもう一方とは、土方成美「責任編輯」の『現代経済学全集』（全二二巻。昭和三年〜昭和八年）であり、そして、この全集のために、①『現代法学全集』の売上げは相殺され、日本評論社は経営危機に陥るのであるが、その経緯については、後に改めて触れることとする（このほか、『現代法学全集』『現代経済学全集』発刊の二年後（昭和五年五月）

には、第三の企画として『現代政治学全集』の刊行も開始されたが、全一八巻の予定が、昭和九年一月第一三巻の刊行で途絶した。

なお、「責任編輯」という言葉は、日本評論社では、右①末弘厳太郎『現代法学全集』と土方成美『現代経済学全集』の両企画のキャッチフレーズに始まる。これに対して、先行企画である②『社会経済体系』に関しては、編集担当者の表記が存在していないが、編集の任に当たったのは河合栄治郎とするのが大方の見方である。

## （2）『新経済学全集』

以上に対して、③『新経済学全集』の刊行開始は、河合栄治郎と土方成美が骨肉の争いを演じた末、平賀肅学の喧嘩両成敗で東京帝国大学を追われた年（昭和一四年）の一〇月のことで、「責任編輯」は、東大経済学部が平賀肅学のため機能停止していたことから、ドイツ（ボン大学）留学時代シュンペーターの下で親交を深めた中山伊知郎（東京商科大学（現・一橋大学）教授）・東畑精一（東京帝国大学農学部教授）両名に委ねられた。

この全集と対になっている企画は、昭和一一年六月に配本が開始され、③『新経済学全集』刊行開始の翌月（昭和一四年一月）に本巻が完結した末弘厳太郎「責任編輯」の『新法学全集』（本巻三九巻。その後、翌昭和一五年に別巻（総索引）刊行）であるが、未完の全集である『新経済学全集』（当初全三三二巻予定のところ終戦の年（昭和二〇年）第二〇回配本を最後に途絶）が先行して復刊の対象とされ、学界への影響・出版社の売上げとも貢献度の高かった『新法学全集』の復刊が後回しにされたのか、その理由については不明である。<sup>22</sup>

## （3）雑誌「日本評論」

一方、「日本評論」という名の雑誌には、明治二三年〜明治二七年に東京麹町区三番町一〇番地（後に四番町四番地に移転）の「日本評論社」から出版された「日本評論——政治文学宗教経済社交上の要報評論」（一号〜六四号）があるが、これは植村正久が「福音週報」とともに発行した啓蒙雑誌で（社会思想史や日本キリスト教史の分野では著名な

雑誌である<sup>(3)</sup>、現在の日本評論社とはまったく関係がない。

① 「東京評論」「第三帝国」「洪水以後」「日本評論」(大正元年〜大正八年)——現在の日本評論社の雑誌刊行の源流は、初代社長・茅原茂が大正元年一月に発刊した「東京評論」と、兄・茅原華山(廉太郎。吉野作造より早く「民本主義」を唱えたジャーナリスト)が翌大正二年一〇月に創刊した「第三帝国」である。このうち「第三帝国」は内紛により崩壊し、華山は大正五年一月「洪水以後」を創刊、同年七月に誌名を「日本評論」に改めた後、翌大正六年一月に「東京評論」と合併した。合併後の誌名は兄の雑誌「日本評論」を名乗ったが、表紙には「東京評論」改題とあり、号数も「東京評論」の号数を引き継いでいることから、実質的には弟の雑誌「東京評論」への吸収合併である(兄・華山は、文才はあったが、経営の才能に欠け、弟・茂は、経営能力に長けていたが、文才がなかった)。

しかし、この「日本評論」は、大正八年五月発行の九六号を最後に廃刊となる。

② 「経済往来」一巻一号〜一〇巻九号(大正一五年〜昭和一〇年)——大正一四年初代社長・茅原茂が病死した後、日本評論社の第二代社長に就任した鈴木利貞(東京評論「時代からの茅原茂の腹心」は、翌大正一五年三月に雑誌「経済往来」を発刊する。同誌は、実質的には大正八年廃刊となった①旧「日本評論」の復刊である。

③ 「日本評論」一〇巻一〇号〜二六巻六号(昭和一〇年〜昭和二六年)——②「経済往来」は、その後、昭和一〇年一〇月発刊の一〇巻一〇号より、誌名をかつての「日本評論」に改題する。同誌は、一時は「中央公論」「改造」「文芸春秋」と肩を並べる四大総合雑誌として一世を風靡したが、終戦後の社の経営危機により、昭和二六年六月号(二六巻六号)をもって廃刊となった(社は、翌昭和二七年清算を結了して「日本評論新社」に移行した)。

④ 「日本評論」二七巻一号〜二号(昭和三一年)——だが、その後も第二代社長・鈴木利貞は、雑誌刊行に執念を燃やし、五年後の昭和三二年一月、社員の猛反対を押し切って「日本評論」の復刊を断行する。しかしながら、この試みは大失敗に終わり、多額の借財を作って雑誌は二号(二七巻一号〜二号)で廃刊、社は再び経営危機に陥り、鈴木は

雑誌廃刊の二月に社長を引責辞任、保有株式をすべて処分し、箱根の別邸も売却して社を去った。<sup>④</sup>

これらの諸雑誌のうち、①「東京評論」は稀観本中の稀観本で、全冊（一号〜七八号）を所蔵している大学図書館・公共図書館は皆無であるから、もし全冊保存されているのであれば、その復刻には大変な価値がある。だが、これに對して、「第三帝国」「洪水以後」と旧「日本評論」については、すでに不二出版から復刻版が刊行されているので、重ねて復刊する意義は少ない。

一方、一般の「日評アーカイブズ」の復刊対象が、③「経済往来」改題後の「日本評論」だけなのか、②改題前の「経済往来」も復刊されるのか、さらに、第二代社長・鈴木利貞が社を追われる原因となった④昭和三年一月・二月刊行の二冊も復刊されるのか、現時点で得られる情報からは明らかではない。

## 2 『現代法学全集』成功の理由——関係者の証言

以上のように、今般「日評アーカイブズ」から復刊される全集・雑誌には、それぞれに曰く因縁が存在しているのであるが、本稿では、その中でも『現代法学全集』に焦点を当てて考察を進める。

### （1）美作太郎の証言

この全集の赫々たる成功に関して、編集を担当した美作太郎は、次のように追懐している。<sup>⑤</sup>

『現代法学全集』は、一九二八（昭和三）年の一月早々に創刊を公表し、月一回の配本で翌年二月、全二十五巻の刊行を終了する予定で始められた。ところが宣伝してみると、予約購読者が十万を軽く越えたので、気をよくした社は、全集の内容を充実させて十四巻の増冊を企画し、全三十九巻として募集を継続した。

末弘教授はその「発刊の趣旨」の中で、普通選挙の年である昭和三年の意義を強調することから筆を起こし、民衆が「彼等の政治を、吾々の為めの政治、たらしむべく努力しなければならない」とし、それに必要な準備として、今まで「専ら法律家と役人との独占」に委されていた法律知識の獲得の急務を説き、ひろく学生、実務家、一般読者に訴えている。それは、「法律の社会

化」・「法科大学の開放」という二本立てのキャッチフレーズによって、ひろく読者に宣伝されることになった〔原注（1）〕。

〔原注（1）〕 この引用は、出版ニュース社の清田義昭氏のコレクションの中の『現代法学全集』の内容見本からのものである。同氏に謝意を表したい。

全集が全二五巻から全三九巻に増冊された理由は、実際には、売れ行き好調のためだけとは必ずしも思われないのであるが、この点については後に検討する。

一方、末弘徹太郎の「発刊の趣旨」の内容については、右美作の文章だけでは隔靴搔痒の感を否めないもので、以下に末弘の文章の全文を転記しておく（旧漢字は新漢字に改めた。以下同様）。

#### 現代法学全集・発刊の趣旨

編輯責任者 末弘徹太郎

昭和三年は吾国の歴史上永く子孫の間に記念せらるべき有意義な年である。それは「普通選挙」と「陪審制度」とが新に実施を見るべき年だからである。

永い間の因習で、「長いものには捲かれろ」と言ふやうな無関心乃至は受働的態度を以て政治に臨んでゐた民衆も、今や一面立法権に参与し他面又司法権に干与することを許さるゝに至つた機会に於て、彼等の政治を「吾々の政治」たらしめ「吾々の為め政治」たらしむべく努力せねばならない。否其の機運は今や既に盛に動きつゝある。吾々は此機運をして益々盛ならしめねばならない。さうして今や行き詰まりつゝある吾国の政治をして目醒ましい一大転回を遂げしめねばならない。

然しそれには準備が必要である。綿密周到な準備が必要である。然らば民衆は何を準備すべきか、吾々は其一として、否其最も重要なものの一として法律知識の獲得を挙げざるを得ないのである。

従来、法律の知識は——僧侶がお経を独占してゐると同じやうに——専ら法律家と役人との独占する所であつた。徳川治下に於けるが如き秘密法の時代は既に制度上遠く過ぎ去つたにも拘らず實質的にはまだ尚秘密法の時代と殆ど扱ふべきものがない、

法律は今尚神秘の殿に蔵されて民衆の知識の外に置かれつゝある。かくの如き状態に於て人々は果して立法に参与し司法に干しつゝ尚能く其任務を果たすことが出来るのであらうか？

それならば、民衆は如何にせば容易に法律知識に近付き得るであらうか？ 官私の法科大学は全国に沢山ある。法律を説いた著書も亦いくらでもある。けれども、法科大学への出入は唯限られた僅かの人々のみ許されて居る。坊間の法律書は多く無用にアカデミックであり唯法律専門家の間にのみ通用し得べき形式と内容とを以て書き記されてゐる。成程法律講義録もある。しかし其内容は或は甚しく杜撰であり、さなくとも現に行はれつゝある法律書と大差なきものであつて到底専門家以外の人々の間に通用し得べきものでない。

茲に於て吾々法律教育に従事する者はどうしても此際此缺陷を補填せねばならない重い責任を感じる。而して其やみがたき責任の座み出したものが正に此「現代法学全集」である。

「現代法学全集」は法科大学の開放である、其拡張である。それは法科大学の講座を民衆聴衆の前に開放せんとする企である。読者は之によつて現在得られ得べき最（も）新しく且最（も）信頼するに足るべき法律知識を得ることが出来る。而も容易に且興味をもつて之を得ることが出来る。

無論民衆の爲めにする講義は民衆に向つて引き下げられた議論であつてはならない。民衆を引上げこそ正に吾々の任務でなければならぬ。其意味に於て「現代法学全集」は大学の講義そのものである。吾々は聊かたりとも程度を引下げず又調子を下さずことをしてゐない。唯従来多数の法律書が無用の形式に充ちてゐたのに対して吾々は活きた法律の生命を説かうとするのである。現代の最も進歩した法律知識を最も活々した而も最も理解し易き形式に於て説かうとするのである。

其意味に於て吾々は、先づ第一に憲法・行政法・民法・商法・刑法・訴訟法等主要法典に関する講義を現に諸大学に於て其等の科目を担当しつゝある最も権威ある諸教授に委嘱した。第二に又此等以外の諸法に関する講義を、それ／＼専門の最も権威ある学者にお願ひした。第三に従来の法律講義録等が徒に法律の形式的知識を秩序なく又精神なく与へ得るに過ぎないと云ふ缺点に



鑑み、吾々は教科書的形式に捉はるゝことなく読者をして自ら法律の活きた生命と精神とを体得せしむる目的を以て例へば牧野〔英一〕博士の「法律講話」、穂積（重遠）博士の「判例小話」の如きものを本計画中に加へることにした。

此故に、「現代法学全集」は、先づ第一に現に法学の研究に従事しつゝある学生諸君によつて読まれるべきものである。第二に文官高等試験普通試験等の受験者にとつても極めて有力な準備資料となるべきものである。第三に又既に法学を修めて現に実務に従事しつゝある人々にとつても有益なる参考書となり、又諸君が新に法律知識を練り直すべき良き読物となり得るであらう。さうして最後に一般普通の読者も従来一般の法律書に見るが如き難解と晦渋とを免れつゝ興味を以て最も新しく且權威ある法律知識を得られるであらう。

此故に読め、法律学者も、実務者も、学生も、受験者も、実業家も、農業家も其他苟も新しき時代に目醒めて新しき法律の何たるかを知らむとする人々はすべて読め。吾々は弘く此等の人々の机上に「現代法学全集」の一本が備へられむことを希望して已まないものである。

右の文章のうち、「従来多数の法律書が無用の形式に充ちてゐたのに対して吾々は活きた法律の生命を説かうとするのである」との言説は、末弘が留学から帰朝した翌年に刊行した『物権法・上巻』（有斐閣、大正一〇年一〇月）の「自序」や、同年七月に組織した「民法判例研究会」が刊行した『判例民法』（最初の巻（大正十年度）の刊行は大正一二年一〇月）の「序」にも認められる末弘の持論である。

一方、「法科大学の開放」という全集のキャッチコピーも、末弘の右文章から引かれたものであろうが、ただ、「〔法科〕大学の開放である。其拡張である」という発想それ自体が末弘のオリジナルかといえ、それは違ふ（後述する）。

## （2）田中二郎の証言

なお、美作太郎は、「当時の法律学生、法曹関係、国家試験受験者の数を合わせても、おそらくは一万にも達しない状況のもとでの成功であつた。自分の法律学アレルギーのせいもあつて、とかく消極的に考えがちであつた私にとつては、それは一層の驚きであつた」と述懐しているが、これに対して、法律学アレルギーとは対極の人物である田中二郎

（全集発刊当時東京帝国大学法学部三年生、翌昭和四年卒業後は助手）は、次のように述べている。<sup>9)</sup>

〔現代法学全集〕創刊の翌年である昭和四年二月一日「法律時報」創刊当時の「五〇年の昔をふりかえって考えてみると、文字どおり隔世の感を免れない。国公立私立大学を通じて法学部をもつ大学は十指に満たなかったし、法律学生の少<sup>（数）</sup>もせいぜい三、四千人であつたろう。法律雑誌といえは、各大学の機関誌が主で、ほかに官庁関係の雑誌又はそれに準ずる若干の雑誌ぐらいにすぎなかった。

こういう時代の法学界にセンセーションをまき起こしたのが末弘先生の編集による「現代法学全集」の刊行であつた。昭和三年のはじめに出た第一巻には穂積（重遠）先生の法学入門、上杉（慎吉）先生の憲法（大日本帝国憲法講義）、野村（淳治）先生の行政法、我妻（栄）先生の民法（総則）、孫田（秀春）先生の労働法、牧野（英一）先生の法律講話、末弘先生の法学問答と、盛りたくさんに載っているが、全文振り仮名つきだったのが目につく。当時、全集を講読しない者は法律学生に非ずといわれるくらい広く読まれた。この全集の刊行がわが国法律学の普及と発展に寄与するところは多大であつたといえよう。

### （3）末弘徹太郎の証言

だが、以上のような周囲の評価に対して、「責任編輯」者である末弘徹太郎自身は、後年、次のように語っている。<sup>10)</sup>

末弘 第一次世界大戦後しばらく、日本の法律学が学問らしくなった時代がありますが、いくばくもなく反動期若しくは沈滞期に入ったような気がする。これはあなた方の時代なんだが、これを一つ反省してみましよう。

川島（武宣） 実際私が出たころから沈滞期ですね。

末弘 大体あの法学全集というようなのがあの時代に出てきたということが既に問題ですね。あの法学全集は一体どのくらい売れたのですか。

編集者 二十万くらい、普通の全集とちがって最後までそう減らなかつたようです。

末弘 今から冷静に考えてみると、夢みたい、アブノーマルな現象ですね。それまでの法律の本に比べて非常に安いから買うということなんだろうけれども、それにしても……。

戒能（通孝） 日本ではあの時分法律家志望という者がたくさんいたんですね。たとえばお巡りさんだとか、そういう人たちが青雲の志をもっていたんですね。その青雲の志を果すための一つの材料としてあれが売れたんだと思いますね。

末弘 要するにそれは大学の講義を一般化する、そういうことを初めから標榜したんだから。

末弘の突き放したように冷たい部外者的な口振りについては、彼の常日頃の性癖がここでも現れたといえそうであるが、しかし、彼は、同じ座談会の中でも、「判例民法（民事法）研究会」については、このような部外者的なスタンスをとっていない。この点との関係で、あらかじめ本稿の結論を端的に述べておくと、先に引用した勇ましい「発刊の趣旨」にもかかわらず、昭和三年『現代法学全集』の企画は、末弘が必ずしも主体的・主導的に立案したものではない点において、大正一〇年の判例民法研究会の立ち上げや物権法教科書の執筆、あるいは大正一二年関東大震災後の東京帝國大学セツルメントの設立とは、事情が大きく異なるように思われる。

#### （4） 山本秋の証言

しかし、今日の大方の評価によれば、『現代法学全集』の刊行もまた、判例民法（民事法）研究会・物権法教科書・東大セツルメントと同じく、末弘徹太郎の先見性と独創性から生まれた彼個人に帰するべき業績と位置づけられており、たとえば吉田克己は次のようにいう。<sup>112</sup>

末弘はまた、法律の大衆化に意を注いだ。末弘が責任編集者を務めた「現代法学全集」（日本評論社、一九二七（正しくは一九二八）年から刊行開始）は、「法律の大衆化、法科大学の解放」をキャッチフレーズとしていた（原注（24））。末弘がその設立と初期の運営を指導した東京帝大柳島セツルメント（一九二四〜一九三八年）は、その理念として、社会科学にとつての社会調査の必要性和ともに、民衆に対する知識の分与は現社会の知識独占者である最高学府の教授学生にとつての義務であることを掲げている。民衆が法律知識を身につけることが重要なのは、彼らを抑圧している理論、法制がどのようなものであるかを知らなければ、自己の解放の道筋も知りようがないからである。

〔原注（24）〕山本秋「編集責任者」末弘嚴太郎先生』『農村法律問題』附属月報（一九七七（昭和五二）年七月）七頁。右記述が典拠する山本秋は末弘嚴太郎門下で、学生時代には東大セツルメント活動に従事、卒業後は組合運動の傍ら日本評論社で美作太郎（河合榮治郎門下）とともに『現代法学全集』の編集を担当した人物であるが、末弘嚴太郎の「責任編輯」に関して、山本は、昭和三八年の記述においても、次のように述べている。<sup>13)</sup>

日本評論社に入社させて頂いた私は、前任の美作太郎君（現在、新評論社長）とともに現代法学全集の編集に当った。この全集は末弘先生の責任編集ということになっていた。

「責任編集」という用語は、今日では珍しくないが、当時は全く目新しく「末弘はどんな責任を負うのだ」などといった老大家もあつた〔引用者注……後述するように、これはおそらく牧野英一であろう〕。しかし官私立、東京・地方の諸大学・行政・司法・実業の各界にまたがり、学風や気風を異にする老大家から新進までを含む広汎な執筆陣をまとめて行くことは容易な事業ではない。はじめ「法律の大衆化」「法科大学の解放」を標榜してルビつき活字で寧ろ啓蒙的なものをねらつた企画が、実際には、我妻（栄）先生の民法総則をはじめ多くの先生方の労作で学界の最高峰を行く学問的な貴重な文献へと変り、当初の発表になかつた特別法の講義が次々に追加されて、予約募集当時三十巻の予定が完結の時には四十巻近くになった。編集方針のこの質・量両面における変更が執筆者からも十数万の読者からも、文字通り一言の不平や不満もなく、むしろ歓迎の空気のうちで、全集の権威を高めつつなし遂げられたことは一つの奇跡でさえあつた。しかしその背後には、予約規定などの形式にとられず、執筆者の意欲と読者の要望を機敏に大胆にとらえて出版計画全体の持つ大きな社会的使命を考慮し、取捨を誤らず実質的な責任をとられた先生の判断力と指導力とがあつたことを見逃してはならないと信ずる。

さらに、山本秋は、昭和五三年の記述でも、次のように述べているが<sup>14)</sup>、

そのころの全集物が一般的にそうであつたように法学全集の広告も新聞紙一面を占める大きく派手なものだつた。なかでも「末弘嚴太郎責任編集」という文字が際立って印象的だつた。「責任編集」という言葉はその後広く使われるようになったが、最初に使つたのは現代法学全集の末弘先生だつたと私は信じている。

「法律の大衆化」「法科大学の開放」がまたきわめて新鮮で、一気に堅苦しい法学の門戸を大衆の前に大きく広げる宣言と受けとれた。計画は当たった。申込みは殺到した。私の記憶では最初の申込みは一五万部といわれていたようである。申込金一円と第一回配本代一円とが払込まれ、申込金は最終回配本代に当てられることになっていたのである。三〇万円という当時でいえば大変大きな金額がこぼり込んだのである。

それにも増して世を驚かせ、社を驚かせたのは、発表された原稿への評価が爆発的に高かったことである。

——筆者（七戸）にとって差し当たつての関心事は、末弘厳太郎「責任編輯」という謳い文句（なお、全集各巻の奥付の記載はすべて末弘厳太郎「編輯代表者」であつて「責任編輯」ではない）を考案したのは誰だったのか、あるいは山本の文中に「計画は当たった」とある、この全集発刊の「計画」それ自体を立案したのは誰だったのか、という点である。この点との関係で気になるのは、山本の昭和五三年の記述中の、次のような文章である。<sup>(15)</sup>

現代法学全集が、「法律の大衆化、法科大学の開放」をキャッチフレーズとして企画、刊行されたことは、それまで法律が一部特権者のものであつたのを大衆のものに変え、法科大学が機会に恵まれた一部の幸福者の独占物であつたのを大衆のために開放しようとする趣旨であつて、正に一種の大学拡張運動に他ならなかつた。

そのころまでは、法律書といえは、一流大学の大学教授による、いわゆる六法の膨大で高価な原論風の名著に限られていた。それは法律専門家として司法界、行政界、学界に職をもつ少数の人々、司法官、行政官等の国家試験や大学の学年試験のために、どうしてもこれらの大学教授の名著を読むことを強制される学生などだけが、接近するし、接近せざるを得ないので、一般大衆とは、ほとんど無縁に等しかつた。

こうした事情の下で、日本評論社の鈴木利貞社長が末弘先生の指導によつて、当時文学書などを中心に流行しはじめていた円本という廉価な形式で、いわゆる六法はもとより、特別法まで領域を広げた解説を提供しようとして企画したことは、正に出版界、法学界の両者にとつて革命的な出来事だつたといえた。

すなわち、『現代法学全集』の刊行は、「日本評論社の鈴木貞社長が……企画した」ものであり、その背景には当時の出版界の「円本」ブームが存在した、というのである、

およそ一般に、ある書籍・全集の独自性や成功の要因に関しては、①もっぱら著者・編者の功績として評価されることが多かった。しかしながら、演劇や映画の成功が、①役者の演技に帰する場合と、②プロデューサーや演出家の手腕に帰せしめられる場合とがあるように、学術書の成功の要因もまた、①著者・編者の功績による場合と、②出版社・編集者の功績が大きい場合とがある。そして、①の場合に、著者・編者の個性や当時の時代背景が検討されるのと同様、②の場合に関しても、出版社・編集者の特性や時代思潮が検討されなければならない。本稿は、日本評論社『現代法学全集』を素材として、右の問題に焦点を当てた考察を行うものである。

## 二 出版史的考察

有斐閣や岩波書店が、古書の売買から新刊書の出版へと事業を展開していったのに対して、日本評論社は、中央公論社や改造社と同様、雑誌の刊行から書籍の発刊へと事業を拡大した出版社である。

「日本評論社」という社名は、雑誌「日本評論」（「東京評論」改題七九号、大正六年二月一日発刊）の「編輯所」として初めて登場するのであるが、その後、同社は、茅原廉太郎（華山。初代社長・茅原茂の兄）著『国民的悲劇の発生』の四刷（大正七年一月発行）の「発行所」となった後、翌大正八年四月以降、事業展開の方向性を書籍の出版へと本格的に舵を切る。ただ、初代社長・茅原茂時代に出版された書籍の一般的傾向は、当時の大正デモクラシーの思潮の中で、新しい社会思想や社会改革の必要性を一般大衆に紹介・啓蒙するものが主流となっており、また、執筆者は、雑誌「日本評論」の同人であった在野の進歩的ジャーナリストたちで占められていた。

だが、大正一四年四月四日に社主・茅原茂が病没した後、翌五月に合資会社に改組された同社の「代表社員」に就任した鈴木利貞は、自社を岩波書店や改造社のような「一流」出版社へと引き上げる野心を抱いた。そのために彼のとつた行動は、美作太郎によれば、次のようなものだったとい<sup>16</sup>う。

（一流）をめざす鈴木利貞の努力は、何をおいても東大アカデミズムの獲得に集注された。すでに、岩波、有斐閣その他の先輩出版社によって確保され、対出版社関係ではとかく保守的であった当時の教授たちを、ほとんど実績のない赤手空拳で説き落とし、その原稿を手に入れるためには、執拗なまでの訪問、卑屈なまでの懇願など、人知れぬ苦勞を必要としたことであろうが、鈴木はそれに堪えて頑張りつづけたようである。

しかし、美作は、鈴木<sup>17</sup>の行動に関して、右の記述以上の具体的な言及を行っていない。そこで、以下ではまず、『現代法学全集』発刊に漕ぎつけるまでの、鈴木利貞の出版戦略を追跡してみることにしよう。

## （一）『社会経済体系』の発刊経緯

鈴木利貞による東大（をはじめとする大学）アカデミズムの取り込みの手法は、大略以下のような段取りを踏んでいた。①最初に、自社発行の雑誌に執筆の容易な短文（随筆・雑感等）の寄稿を依頼することで、執筆者との間の面識を取りつける。②次に、執筆者が希望している自著（単著）の発刊を引き受けることで、執筆者との間の信頼関係を形成する。③最後に、収益を生み出しそうな企画（単著あるいは全集）を執筆者に持ち込み、執筆者の名声を前面に押し立てて営業的な成功を収める。

### 1 雑誌の執筆依頼

鈴木利貞の大学アカデミズムへの接触は、まず経済系の人脈から始まった。

(1) 「経済往来」

鈴木は、「合資会社」日本評論社「代表社員」就任から一〇か月後の大正一五年三月、雑誌「経済往来」を創刊する。<sup>17)</sup> 雑誌社から出発した同社にとって、大正八年五月の「日本評論」廃刊後、六年一〇か月ぶりの雑誌刊行である。本稿冒頭で触れたように、その後、「経済往来」は、昭和一〇年かつての誌名と同じ「日本評論」に改題され、「中央公論」「改造」「文芸春秋」と並ぶ総合雑誌へと発展するのであるが、発刊当初の目的は、財界の著名人のほか、大学教授に軽い随筆を依頼することで、自社の名を売り込むとともに、彼らとの間の人脈を築くことにあったようである。

このうち大学教授に関して、鈴木が積極的なアプローチを試みたのは、東京帝国大学経済学部の右派（反マルクス・非マルクス系）グループの若手三教授——土方成美・河合栄治郎・本位田祥男で、当時三〇代半ばであった彼らは、ジャーナリストイックな発言の場を求めていた。発刊二年目の昭和二年一月号（二巻一号）より彼ら三人が「XYZ」なる共通のペンネームを用いて持ち回りで執筆した「人物評論」欄は好評を博し、河合栄治郎は、同年の大晦日の日記に「『経済往来』は吾々の事業として極めてよく発展しつつある」と記している。<sup>18)</sup>

(2) 「経済研究」

なお、右「経済往来」誌に土方・河合・本位田がXYZ「人物評論」欄の執筆を開始する昭和二年一月、日本評論社は、経済研究会「経済研究」の発売元を岩波書店から引き継いでいる。<sup>19)</sup>

ところが、同誌は、翌昭和三年七月の五巻三号をもって廃刊されてしまう。廃刊の背景事情に関しては、資料を発見できていないが、同誌の発売元の引受けと短期間での廃刊の背後には、次に見る「社会科学研究」と同じ、いささか不純な動機・目論見が存在していたのではあるまいか。

(3) 「社会科学研究」

「経済往来」発刊の年である大正一五年の上田貞次郎の日記（日付なし）には、次のような記事がある。<sup>20)</sup>



## 社会科学同人会

協調会を去った永井亨氏（引用者注……永井亨は大審院判事・永井岩之丞の二男。東京帝大卒業後、農商務省、鉄道院を経て、大正九年一〇月協調会の常務理事に就任するも、大正一五年六月辞任）の首唱で十月中に社会科学研究会なるものが出来た。会員は同氏の外に末弘厳太郎、小泉信三、高橋誠一郎、土方成美、吉野作造、高田保馬、綿貫哲雄、穂積重遠等の人々である。差向き日本評論社から雑誌を出し、追て各自の研究を叢書として発表する計画である。余は自分の雑誌（引用者注……同年（大正一五年）四月に同文館より創刊された上田貞次郎（主幹）「企業と社会」があるから充分の事は出来ないけれども、此等の人々と協同して社会科学なる文字を正當に世間に弘める事が出来れば結構な事と思ふのである。それに余は今（東京）商大教授である外に徳川家の顧問であり、南葵育英会の理事であり、如水会の常務理事であり、企業と社会の主幹である。中々まとまった読書研究は出来ない。今後尚何か学問上の仕事を為さんとすれば相当のふんばりが必要である。此会に属して何かの研究を発表するといふ責任を負ふ事も有力な刺戟になるであらう。

この「社会科学同人会」については、吉野作造の日記にも言及があるが、一方、上田貞次郎日記に「差向き日本評論社から雑誌を出し」とある——その雑誌が昭和二年二月創刊の季刊「社会科学研究」である。美作太郎は、「この雑誌の推進者としては、社会学者の永井亨、高田保馬のほか、土方成美、河合栄治郎、本位田祥男らの東大経済学部右派グループが控えていたし、この企画が改造社の『社会科学』（一九二五年（大正一四年六月一卷一号）創刊）のマルクス主義的性格に対抗する意図で出されたことは十分に想像することができる」と述べているが、しかし、創刊号には、末弘厳太郎「小作協約法に関する多少の考察」、吉野作造「明治啓蒙期の文献雑話」、穂積重遠「奉天同善堂の社会事業」といった論稿も掲載されている。一方、後の昭和六く七年日本評論社の労働争議における争議団の「声明書（第二報）」によれば、この雑誌発刊に関する鈴木利貞社長の意図・目論見は、次のようなものだったという。<sup>(23)</sup>

大正十四年以来日本評論社の発展に多大の貢献をせられたる某博士（永井亨。彼は大正一四年六月に経済学博士（東大）を取得している）を發起人とし、同人組織の下に昭和二年春「社会科学研究」なる雑誌を創刊せり。同誌は名実共に三号雑誌として

翌年一月第三号を以て淡雪の如くその命脈を断ちたり。

同誌の三号雑誌たる運命は、最初より鈴木氏自身によって計画的に予定せられたるものにして、雑誌自体が氏の目的にあらず、同誌を通じて同人として参加せられたる有力なる学友諸氏との間に關係をつけ、それによって将来に利益せんとする意図に出でしものなることは、彼自身が二三の社員に明白に洩らせしところなり。而してこの目的が或る程度まで達せらるるや卑劣極まる手段を弄して同誌を絞殺するとともに、同誌の誕生に努力せる某（永井）博士に対してもすでにその利用価値を喪失せるものとして關係を断つに至りたり。

なお、末弘嚴太郎が日本評論社と関わり合いをもつのは、右「社会科学研究」創刊号への寄稿の前年——「経済往来」大正一五年（創刊年）七月特別号巻頭（二頁）の小論「毛虫の人口問題」が最初で（それまでの末弘の商業誌への寄稿は「改造」と「文芸春秋」が中心であった）、その後、末弘の「経済往来」への寄稿は、翌昭和二年二月号（二巻二号）「電柱問答」（一〇六頁）、四月号（二巻四号）「相続問答」（一八〇頁）、六月号（二巻六号）「労働組合の分裂と松岡氏遭難事件」（四七頁）、一二月号（二巻一二号）「自作農創設か小作立法か」（六八頁）と続く。

## 2 単著の執筆依頼

一方、その間の昭和二年七月三〇日東京朝日新聞朝刊一面の日本評論社の出版広告には、近刊予定書籍中に、末弘嚴太郎「労働法読本」なる書籍が掲げられている。

### （1）穂積重遠『民法読本』

鈴木利貞の社長就任の四か月後である大正一四年九月刊行開始の『読本』シリーズ（最初の出版は太田正孝『経済読本』と尾崎行雄『政治読本』）は、鈴木三男吉によれば「わが社の一つの看板となった」<sup>24</sup> 人気企画であるが、同シリーズのうち、法律分野におけるベストセラーが、昭和二年五月刊行の穂積重遠『民法読本』であった。末弘嚴太郎『労働法読本』についても、おそらく穂積『民法読本』と同時期に執筆依頼がなされたものであろう。

穂積重遠と日本評論社との關係は、前記「社会科学研究」創刊号（一巻一号、昭和二年二月）掲載の「奉天同善堂の

社会事業」が最初で、その後、彼は、同誌の廃刊に至るまで毎号寄稿している（二巻二号（同年五月）「江藤新平とトルコ民法」、一巻三号（同年一〇月）「旧約（聖書）の土地所有観念」。一方、穂積の「経済往来」への寄稿は、二巻七号（昭和二年七月）掲載「明治黎明史話」中の「明治十二年の妾名存続論」が最初である。

(2) 牧野英一『海を渡りて野をわたりて』

穂積重遠の名を挙げたついでに、『現代法学全集』に関するいま一人のキーパーソンである牧野英一についても触れておくと、牧野と日本評論社の関係は、「経済往来」昭和二年九月号（二巻九号）掲載の「印度日記」（一六〇頁）に始まる。この文章は、牧野が大正一四年一〇月から翌一五年一月まで欧米諸国を歴訪した際の記録の一端であり、翌月（昭和二年一〇月）に刊行される紀行文『海を渡りて野をわたりて』の予告編・広告の意味合いを有していた。

(3) 末弘巖太郎『労働法読本』

話を再び末弘巖太郎の『労働法読本』に戻せば、結局、同書は刊行に至らなかった。

末弘に関しては、ジャーナリスティックな短文は思いつくまま気の向くまま書き散らすのが、教科書・専門的体系書を書かないと批評されるが、こうした評価は、かなり早い時期から存在しているようで、「経済往来」昭和二年六月号（二巻六号）のXYZZ（土方成美・河合栄治郎・本位田祥男のいずれかは不明）「（人物評論VI）末弘巖太郎教授論」も、「彼自身の労作は未だほんの少ししか発表されてはゐない。／＼農村法律問題」〔改造社、大正一三年一月〕の中の論文位のものである」と評している（二〇～二二頁）。

3 全集の編集依頼

なお、上記『読本』シリーズ以前から、日本評論社は、一般市民向けの講座物を企画するノウハウを有しており、初代社長・茅原茂時代の成功例として、『通俗財政経済大系』（大正一三年一〇月）・『現代常識大系』（大正一四年一月）・『通俗経済講座』（大正一四年四月）などがあった。一方、鈴木利貞の第二代社長就任直後の企画にも、上記

『読本』シリーズ（大正一四年九月）のほか、『農村問題大系』（同年一月）がある。しかしながら、これらの企画は、第一に、総巻数とテーマ・執筆者をあらかじめ決定したうえで刊行が開始されたものではない。第二に、執筆者の多くは、新聞社エコノミスト等の在野ジャーナリストであり、大学アカデミズムの参加が少ない。

（一）『社会経済体系』

ところが、日本評論社が雑誌「経済往来」を創刊した大正一五年三月、新潮社より刊行が開始された『社会問題講座』が大きな話題を呼ぶ。この講座の編集を担当したのは、当時新潮社の社員であった大宅壮一で、執筆陣には、在野のジャーナリストのほか、新明正道・石浜知行・波多野鼎・平野義太郎・市村今朝蔵・上田貞次郎・大内兵衛・滝川政次郎・高野岩三郎といった大学アカデミズムの人材が名を連ねており、第二二巻（昭和二年三月刊行）には、吉野作造「明治政治史の一節」や末弘厳太郎「労働協約法概論」も収録されている。

新潮社の成功に触発された日本評論社・鈴木利貞は、同様の書籍刊行に向けて動き出すが、この点との関係では、まずは鈴木利貞の河合栄治郎へのアプローチについて触れておこう。河合の日記によれば、鈴木が河合にはじめて接触を試みたのは、新潮社の講座発刊二か月前の大正一五年一月一九日のことで、このとき鈴木は、社会問題に関する著書（単著）の執筆を依頼しており（全集の編集依頼ではない）、河合はこれを謝絶している。<sup>25</sup>だが、その後の河合の日記に日本評論社関係の記事が登場する同年一〇月六日条には、「夜は今自分の関係している事業など考えつつ時を費やした。『社会経済体系』、『フォルシュンゲン（『研究』）』、『自由討論会』、之からの法経の会合等……」とあることから、この時期にはすでに『社会経済体系』の編集に従事していることが分かる。なお、河合が日本評論社の出版物に寄稿するのは、翌一月の「経済往来」一卷九号（大正一五年一月月号）巻頭を飾った「学界の一事業」と題する小文が最初であるが、この表題にいう「学界の一事業」とは、翌二月刊行開始の『社会経済体系』を指している。<sup>27</sup>

ところで、すでに触れたように、「社会経済体系」に関しては、吉野作造の『明治文化全集』、末弘厳太郎の『現代法

学全集』、土方成美の『現代経済学全集』と異なり、編集委員や編集代表に関する記載がない。河合栄治郎門下である美作太郎は、同『体系』が河合の単独編集であるかように記述しているが、しかし、土方成美の文章中には、同『体系』の編集もまた、「経済往来」と同じく、土方成美・河合栄治郎・本位田祥男の三人が担当したかのように述べている個所もあるため、編集の依頼が右三人に対し等しく行われた可能性も否定できない。<sup>(29)</sup>

ちなみに、同『体系』の執筆者の中には、末弘厳太郎と吉野作造の名も認められる（末弘は第五卷（昭和二年三月）「一の喩話」、第八卷（昭和三年一月）「労働法概論」を執筆、吉野は第六卷（昭和二年四月）「政界に於ける面舵取舵」、第二〇卷（昭和三年一〇月）「明治外交史の一節」を執筆）。

## (2) 改造社『現代日本文学全集』

河合栄治郎の日記に『社会経済体系』の名がはじめて登場する大正一五年一〇月、改造社『現代日本文学全集』の予約募集を告げる一頁大広告が、新聞各紙を飾った。<sup>(30)</sup>

書籍の予約販売の際に予約者から申込金を前収する出版形態は、そもそもは出版社の費用調達の方法として考案されたものであったが（なお、詐欺まがいの商法に対処するため、明治四三年四月一六日法律第五号「予約出版法」が制定された）、改造社『現代日本文学全集』は、一冊一円という価格破壊的な廉価での予約販売を行った点が画期的で、全三八巻の収録内容を提示して行った予約募集に対する応募者数は、大正一五年一二月末の締切時には二五万人に及んだ。

この改造社の商法に驚愕したのが、前年（大正一四年）四月より『現代小説全集』（全一五巻、各巻四円五〇銭）を刊行していた新潮社であり、同社は、上記改造社『現代日本文学全集』の第一回配本と同月（大正一五年一二月）には、早くも円本の企画を立案し、翌昭和二年三月より刊行が開始された『世界文学全集』（全三八巻）の予約申込みは、改造社『現代日本文学全集』の二倍以上の五八万人を数えた。

そして、このようにして生じた円本ブームの爆発的な成長期と衝突してしまったのが、吉野作造の『明治文化全集』

であった。

## （二）『明治文化全集』の発刊経緯

末弘厳太郎『現代法学全集』が、『社会経済体系』のノウハウを活かして立案された後続企画であったことはあまり知られていないが、それ以上に知られていないのは、末弘厳太郎『現代法学全集』が、吉野作造『明治文化全集』の影響も強く受けている点である。

### 1 「明治文化研究会」の出版

なお、『明治文化全集』の編集組織に関しては、これを「明治文化研究会」とする文献をときおり見かける。しかしながら、所属メンバーの一部は重複するものの、両者はまったくの別組織である。

大正デモクラシーの代表的なイデオログであった吉野作造が、明治文化研究に沈潜していくのは、大正一三年二月経済的理由から東大を退職して朝日新聞に入社するも、五箇条の御誓文「悲鳴」事件で五月末に退社を求められて以降のことである。<sup>51</sup>「明治文化研究会」は、この時期に吉野が中心となって設立した研究同人組織であり、メンバーは、後の『明治文化全集』の編集担当者と異なり、非アカデミズム・在野の研究者で構成されている。また、この同人による研究成果の発表媒体としては、「雑誌」の発行が考えられていたのであって、『明治文化全集』のような「書籍」の刊行は念頭になかった。この点に関しては、大正一三年の吉野作造の日記から関係記事を引こう。<sup>52</sup>

一〇月三〇日

夜明治文化研究会発起人会を開き雑誌刊行の相談をする 来会者尾佐竹猛、外骨、石川厳、小野秀雄、井上和

雄の五君なり 更に之に石井研堂、中村勝麻呂、藤井甚太郎の三君を誘ふ事に相談する 編輯には苦はないが出版の事

は引受るものがあるか、心配なり 岩波君に相談して見る事にする 十一時頃散会する 集った丈の人は皆熱心なり

一月三日 朝仕事、校正沢山来る 昼燕楽軒にて約ありて岩波重雄君に遇ふ 明治文化研究会の雑誌発刊の相談をする

忙しくてやれぬといふ 雑誌して分れる<sup>(34)</sup>

一月二六日 夜明治文化研究会の第二回相談会あり 石井小野尾佐竹井上外骨の諸君来会、警醒社で雑誌発刊を引受けたる

に依り第一号発行の実際計画を進める

### (1) 大正二四年「新旧時代」(福永書店)

右日記にあるように、「明治文化研究会」の企図した雑誌の発行を引き受けてくれる出版社との交渉は難航し、当初期待していた岩波茂雄に断られた後、警醒社(吉野と縁の深いキリスト教系出版社)に持ち込まれた。こうした経緯を経て、翌大正一四年二月に創刊された明治文化研究会の雑誌の誌名は「新旧時代」、発行元は「福永書店」——警醒社社長・福永文之助の息子・福永重勝の出版社であった。

### (2) 昭和二年「明治文化研究・新旧時代」(三省堂)

なお、この雑誌のその後の変遷についても触れておくと、出版元の福永書店は、親会社である警醒社の経営難のため、昭和二年一〇月(『明治文化全集』刊行開始の月)に版元を降りる旨を通告、新たな版元が模索された結果、翌一月月に三省堂との間で出版交渉が成立し、誌名も「明治文化研究・新旧時代」に改められた。<sup>(35)</sup>

### (3) 昭和四年「明治文化」(日本評論社)

さらに、同誌の版元は、昭和四年七月には三省堂から日本評論社に移り、雑誌名も「明治文化」に改題されるが、この時期の日本評論社は、後述する『現代経済学全集』の失敗で経営破綻しており、売れ行き不振の『明治文化全集』の刊行に加えて、雑誌の発行まで引き受けることは大きな負担であった。その結果、日本評論社「明治文化」は、昭和五年三月の六巻三号をもって休刊となる。その経緯については、同年の吉野日記を引こう。<sup>(36)</sup>

三月 一七日 夜明治文化研究会の同人の会合あり 雑誌の処分につき僕を加へて決定的相談をせんとてなり (日本) 評論

社では持ち扱<sup>（マツ）</sup>つてゐる形 無理に押し付けるよりもやめるが男らしとの事にて三月打ち切り断絶することに決定  
アトを如何するかに付ては一応富山房に話して見ようとて尾佐竹、小野、松崎三君を委員にあぐ  
なお、その後、同年の吉野日記には――、

八月 二日 朝の中秋に創刊さるべき明治文化研究の原稿検閲をする

九月 二日 朝の中明治文化研究の校正刷を検討し且新着の雑誌を読む 校正刷で読んだ感じでは大塚武松君の文章は下手  
で読み憎いこと夥し あの人柄にも似合はぬこと也 仏語の綴り仏人の仮名書にも怪しいもの尠からず 材料の  
いゝ割にそんな下らぬ欠点の為め価打を下げることも少なからずと考へらる

――とあるが、校正刷<sup>36</sup>にまで至つた「明治文化研究」の復刊は、結局実現しなかつたようである。

さらに、翌昭和六年には、「明治文化研究会」同人の下出隼吉（同年五月一日病没）の遺族から受けた寄付（一〇〇〇円）を原資として、書籍『新聞叢叢』の刊行も企図されたが、以下に見るごとく、一元社（『明治文化全集』の編集担当者であつた茅原要三（日本評論社初代社長・茅原茂の養子）が昭和四年に再興した茅原華山（要三から見れば伯父）創業の出版社）との間の出版交渉もまた不調に終わつてゐる。<sup>37</sup>

八月 三日 夜は青年会（＝東大Y.M.C.A）楼上で例会があつた 尾佐竹、神代、斉藤、石井、石川の諸氏来会 新聞叢叢  
の校訂は神代君に頼むことにする 出版については第一次に一元社といふことだが之は一両日中に交渉するつもり

八月 六日 朝アパート（森本厚吉の厚意で提供された文化アパートの一室）に行く 十一時頃茅原君来る 腎臓と痔で  
弱つて居るとの事 新聞叢叢刊行の件を相談する 両三日返事を待つて呉れとの事なり

九月 七日 夕刻明治文化の同人の会合の定日で青年会に往つた 七時まで待つたけれども誰も来ないので帰つた 新聞叢  
叢の出版の件も茅原君から今日の会合まで間に合ふやう回答がある約束だったが音沙汰ない 二三日の中に返事すると  
云つて分れたのが先月の六日だ 今日までと電話で約束したのが四日だ スボラに過ぐる 茅原君に似合はない事だ



(4) 昭和九年第二期「明治文化」「明治文化研究」(書物展望社)・『新聞叢書』(岩波書店)

「明治文化研究会」からの出版の再開は、吉野作造の病没(昭和八年三月一八日)後、尾佐竹猛が会を引き継いで以降のことで、昭和九年一月には、第二期「明治文化」を復刊(号数は旧「明治文化」から通号の七巻一号、発行所である明治文化研究会の住所地は尾佐竹の自宅、発売は書物展望社)、同月には、同じく書物展望社を発行所として、機関誌「明治文化研究」第一輯も創刊された。さらに、翌二月には、書籍『新聞叢書』も、岩波書店から刊行されるに至る(編輯代表者は尾佐竹猛)。

——「明治文化研究会」が編集・刊行した雑誌ならびに書籍は、以上のようなものである。

## 2 『明治文化全集』の出版経緯

右のごとく、「明治文化研究会」の出版物は、すべて出版社への持ち込み企画であった。だが、これに対して、『明治文化全集』は、日本評論社第二代社長・鈴木利貞の側が持ち込んだ企画である。

なお、この点に関して、河合栄治郎は、この企画は、当初は河合に依頼されたものであったが、その後、吉野作造に委ねられたと回想している。<sup>(38)</sup>

それに今日明治の研究の為に財宝となっている「明治文化全集」は、実は抑抑の始めは私の計画したことなので、私が「社会経済体系」の責任編輯をしている間に、後藤新平伯に何か明治時代のものを書くようにと御頼みした所が、自分には書けないが、今の内に明治の人々が生きている間に、研究の資料を集めて置かなくてはいけない、裁判所の書記とか外の役所の雇いとかに昔のこのよく分かる人があろうから、速記者でも連れて行って聴き取る方がよいとの御話で、それから私が日本評論社に話して、あの明治文化全集となったのである。だからあの全集を発表した時には、私なども編輯責任者の一人となっていたのが、その後退いて全部を吉野作造さんを中心とした明治文化研究会の人々に御任せしたのである。

しかしながら、右の河合の回想には、何らかの思い違い(あるいは我田引水)がある。というのも、河合栄治郎の日

記に『明治文化全集』に関する記載がはじめて登場するのは、昭和二年一月の以下の記事であるが<sup>39)</sup>、

一月 二日 子供等と遊んでから雑誌の整理をして鈴木（利貞）君を迎えたが、大正思想史の方は断わり、明治の方は興味もあり引き受けもした。

——その二日前の吉野作造の日記には、次のようにある。<sup>40)</sup>

一月 一〇日 昼前遠藤亀之助君<sup>41)</sup>来る 続いて日本評論社の鈴木利貞君来る 大正史編纂の件明治文化全集の件など相談あり 明

治文化全集の方は頗る結構なれど新潮社にて計画せるものとつく恐れあり さうでなくば引受けてもい、と返事する

つまり、鈴木利貞は、ほぼ同時期に、吉野作造と河合栄治郎に、同一の出版企画を持ち込んでおり、そして、この企画の内容は、『明治文化全集』のほか、『大正思想史（大正史）』の、合計二つであった。

また、右の吉野の日記からは、新潮社においても『明治文化全集』と同様の企画が進行中だったことが知られるが、この点に関しては、吉野の一週間前の日記にも、次のようにある。<sup>41)</sup>

一月 三日 堀真琴君より来書 新潮社にて明治時代社会思想に関する文献の出版をする 私が監修たるを諾せば編輯を同

君に托するとの交渉あり云々 この企ては木村毅君から聞いても居り又同君等の手で既に着手もされて居る様なり 堀君には人の話を早呑み込みするクセあり 一応念を推すの必要ありと考へ猶木村君とも相談して見ては如

何と返事を出す 何せこれは結構な仕事なり 本気にやるなら大に助けてもよし 政治経済法律の方面は私の手で完全に纏るわけには行かぬが又私を差措いて何人にも出来まじくも思はるる

この時期、新潮社が、円本『世界文学全集』の刊行作業に着手していたことよりすれば、新潮社も、日本評論社・鈴木利貞も、過当競争ぎみの文学から、それ以外の領域（歴史・社会科学）への、円本商法の展開を考えたようである。

その後、吉野作造は、二月下旬になって『明治文化全集』の編集を引き受けるが、以後、五月末に予約募集の新聞広告が掲載されるまでの間の経緯を、吉野日記から拾えば、以下のようになる。<sup>42)</sup>

- 二月 二二日 午後日本評論社の鈴木利貞君来る 明治初期文献全集をやる事にする
- 三月 二日 昼燕楽軒にて鈴木利貞君に遇ふ …… 夕方星ヶ岡茶寮（現在のキャピトルホテル東急の場所にあつた高級料亭。大正一四年から昭和十一年まで北大路魯山人が運営した）にゆき鈴木君外土方河合両君と明治時代文献復刻の相談をする
- 三月 四日 昼燕楽軒で鈴木利貞君と会見し明治思想全集刊行の事を相談す 三月から始めること等
- 三月 五日 昼は学校に行く 明治思想全集の広告文を草し鈴木利貞君を呼んで渡す
- 三月 七日 午後五時約に従ひ燕楽軒に吉田熊次君と待合わせ日本評論社の諸君と星ヶ岡茶寮にゆく
- 三月 二〇日 夜明治文化全集の立案をする
- 三月 二二日 午後も明治文化全集の立案をやる
- 四月 一日 尾佐竹君に遇ふ約束があつたので一緒に帰宅し明治文化全集の打合する
- 四月 四日 雨、暖、朝の中明治文化全集の立案に従ふ
- 四月 一一日 昼鈴木利貞君来る 目録の印刷成り来る 木曜日第一回の相談会を開くことにする
- 四月 一四日 夕方東京ステーションホテルに開かれた明治文化全集の第一回相談会に出席す
- 四月 三〇日 朝学校、鈴木利貞君外骨君来る 午後巻頭言をかく
- 五月 一日 日本評論社の千倉（豊。昭和四年退社して千倉書房を創業）君来る 明治文化全集広告の相談をする
- 五月 三日 明治文化全集の内容見本に附ける趣旨書を書く 昼過学校へ行く 千倉君来る
- 五月 五日 文化全集の趣旨書の続きを書く
- 五月 六日 午後文化全集の原稿を作り三時頃出掛ける
- 五月 一三日 鈴木利貞君来訪 午後 明日三宅（雪嶺）内田（魯庵）諸老に遇ふにつき文化全集の内容書目を調べる
- 五月 一四日 四時鈴木君迎に来る 星ヶ岡（茶寮）に行く やがて三宅雪嶺翁を始めとし滝本誠一、内田魯庵の二老も来り

明治文化全集に収めらるべき書物の事に付て意見の交換をなし得る所多し 歎を尽して十時散会す

- 五月 一六日 明治文化全集の内容見本の校正をやり二時まで起きてゐる
- 五月 一七日 午後は学校 文化全集の仕事をする
- 五月 二一日 朝学校に行く 吉田熊次君に文化全集の相談に行く
- 五月 二四日 島中君林君鈴木君千倉君来る 午後は文化全集の広告を作る
- 五月 二六日 鈴木君来る 内容見本の校正をする
- 五月 二八日 昼過鈴木君と燕楽軒に遇ふ 図書倶楽部の展覧会をあさる 内容見本の校正をする
- 五月 三〇日 朝の中鈴木君来る 午後外骨翁を訪ねて文化全集の相談をする 夜神代君来る 之も文化全集の相談をする
- 五月 三一日 昼前学校に行く 松崎実君高市（慶雄）君来り文化全集の助力をたのむ 鈴木君も来る

一方、五月末の予約募集の新聞広告では、吉野作造に「編輯担当代表」の肩書が付されているとともに、以下の「編輯担当者」（六名）ならびに「校訂解題後援者」（三一名）の名が掲げられている。<sup>(43)</sup>

編輯擔當者	内田魯庵	法學博士 下村 宏	農學博士 那須 皓
東大教授 河合榮治郎	法學博士 上田貞次郎	法學博士 末弘徹太郎	明治文化研究會同人 藤井甚太郎
經濟學博士 土方成美	大審院判事 尾佐竹 猛	労働總同盟 鈴木文治	法學博士 福田徳三
東大教授 本位田祥男	東大教授 小野清一郎	慶大教授 高橋誠一郎	法學博士 堀江歸一
法學博士 穗積重遠	文學士 小野秀雄	文學博士 高田保馬	法學博士 牧野英一
文學博士 吉田熊次	東大新聞保存館主任 外 骨	法學博士 瀧本誠一	東京朝日新聞 牧野輝智
法學博士 吉野作造	明治文化研究會同人 神代種亮	文學博士 常盤大定	文學博士 三宅雪嶺
校訂解題後援者	長谷川如是閑	國民新聞 長 徳富猪一郎	文學博士 三浦周行
經濟學博士 阿部賢一	法學博士 佐々木惣一	編纂官 中村勝麻呂	法學博士 山崎覺次郎
源著者 石井研堂	文學士 下出隼吉	經濟學博士 永井 亨	高師教授 綿貫 哲雄

右に掲記された「編輯担当者」のうち、土方成美と吉田熊次は、すでに三月初旬に吉野作造・河合栄治郎と会合を開いているから、鈴木利貞は、一月段階で、吉野作造・河合栄治郎の二名だけではなく、土方・吉田のほか、本位田祥男・穂積重遠も含む六名全員に等しく企画を持ちかけたものと考えられる。

一方、三一名の「校訂解題後援者」のうち、石井研堂・尾佐竹猛・〔宮武〕外骨（彼は廃姓を宣言したため、ここでも名前だけが記されている）・神代種亮・下出隼吉・藤井甚太郎らについては、「明治文化研究会」同人の中から吉野作造が声をかけたのであろうが、長谷川如是閑・下村宏・牧野輝智といった日本評論社・鈴木利貞と縁の深い民間ジャーナリストのほか、小野清一郎・末弘厳太郎・牧野英一ら東大教授をはじめとする大学アカデミズムに関しては、吉野の留学時代以来の親友である佐々木惣一を除けば、鈴木の声かけによるものと推測される。

——ここで、以上の考察から得られた知見を、ひとまず整理しておくならば、第一に、『明治文化全集』の編集組織は、「明治文化研究会」の同人とは、まったくの別物である。第二に、『明治文化全集』は、吉野作造の発案ではなく、日本評論社・鈴木利貞の考えた企画であり、六人の「編輯担当者」の人選も鈴木が行った。第三に、吉野作造が「編輯担当代表」を担当したのは、おそらくは「編輯担当者」六人の合議の結果である。

そして、このうちの第二・第三の点は、末弘厳太郎「責任編輯」の『現代法学全集』や、土方成美「責任編輯」の『現代経済学全集』の企画の実態に関しても、一定の示唆を与える。

### 3 売上げ不振とその原因

右のような経緯で昭和二年一〇月より刊行が開始された『明治文化全集』は、予約価一冊三円（一括払六七円）、恩地孝四郎装幀<sup>14</sup>の美装本・各巻平均六〇〇頁としては非常に安い<sup>15</sup>が、しかし、発行部数は最終的には三〇〇〇部にとどまり、営業的には失敗に終わった。

なお、前記五月末の予約募集広告に対する読者の反応の鈍さに、六月、鈴木利貞は『明治文化全集』刊行に際し全

日本の識者に激す」と題する署名記事だけからなる異例の広告を打っているが、その内容は、悲鳴とも哀願とも取れる切羽詰まった内容である。すなわち、以下のごとし。<sup>46)</sup>

—— 齎つて思ふに、当今一円本全盛の時代に一冊三円の予約刊行を企てるは冒険たるを免れません。併し何分数十万の大衆に訴へ得らるべき性質のものではなく、而も一冊二段組六百余頁の膨大なもので、且つ原本の挿絵は残らず入れるのですから、之を一円本とする事は事実上全く不可能であり、と云つて天下の識者の要望に添ふべき本全集の刊行は今や一日も忽諾に附すべからず、こゝに熟慮の結果多くの犠牲を覚悟して三円本の予約を刊行した次第です。小社の苦衷の存する所を認めて偏に諸賢の御後援をお願いします。本全集の権威、内容、体裁、分量を以てすれば、一円本よりなほ廉価なる事は小社の私かに信じて疑はぬ所であります。

円本商法における申込金の予納制度は、印刷に関する初期費用調達には威力を発揮したが、しかし、そもそも予約者が現れなければ話にならないので、予約募集の公告に膨大な経費を使う欠点があった。小尾俊人（みすず書房の創業者の一人）の著書『出版と社会』は、編集者・出版人の視点から昭和前期（戦前）の出版事業を詳細に分析した出色の業績であるが、『明治文化全集』の経営的な失敗に関して、次のように述べている。「ぼう大な広告料支出で経営全体が赤字になるのは明白だった。内容と価格があいまつて、期待された広告効果の発揮がなかったのだ」<sup>47)</sup>

そして、小尾の記述は、次のように続く。「会社を維持するためには新しい『円本』が工夫されなければならない。他社の領域ではなく、独創的なものでなければならぬ。／その思案の末、テーマは法学に絞られた。『現代法学全集』がそれである。その工夫と思慮はどんなものであったか？」<sup>48)</sup>

### （三）『現代法学全集』の発刊経緯

右のように、小尾俊人は、『現代法学全集』の企画もまた、『明治文化全集』と同様、出版社のイニシアチヴによって

説  
論  
実現したとの前提の下に論を進めている。

## 1 企画立案の「工夫と思慮」

一方、小尾の挙げる、出版社がこの企画を立案した際の「工夫と思慮」とは、以下の六点である。<sup>49</sup>

一、毎月一回、コンスタントに、早急に出すためには、原稿の遅滞のないよう、筆者一人あたりの枚数が少なくてもできる講座形式がよい。一テーマは数巻にわたって連載、完結する仕方である。

二、今までの全集と根本的に違っているのは、全篇書き下ろしの新稿であって、旧稿の組み直しという安直なものではない。これは大きなセールスポイントになりうる。

三、国公立の大学のうち、学生数のもっとも多いのは法学部である。彼ら学生の教科書、参考書あるいは虎の巻であり、また国家試験受験者の六法全書理解のためのガイドとなりうる。

四、筆者は現職の法学部教授で、東大中心がよい。全体の編集者は、「山椒は小粒でも……」とか「知恵の塊」と言われていた、「末弘民法」で知られる末弘蔵太郎教授に白羽の矢が立てられ、彼の責任の下で、合理的に進行することになる（……〔略〕……）。

五、原稿入手の便宜上、本のつくり方は講座様式をとるが、名前は全集でなければならぬ。円本の定義は「全集」であり「一円」でなくてはならぬのである。

六、法学のようなアカデミーに属するテーマは、従来「ルビ」なしであった。読者をひろげるためには、ルビ付きは有効であり、かつ新鮮に映るであろう。

### (1) 価格設定

右の諸点のうち、「五」が出版社側の発想であることは間違いない。円本の手法を文学以外の分野に転用した同時期の企画としては『岩波講座（第一次講座・世界思潮）』があるが、一冊の単価一円二〇銭の同講座は、『現代法学全集』ほどの部数を伸ばせなかつたから、『明治文化全集』の失敗を教訓として、「一冊一円」に拘泥した日本評論社・鈴

木利貞の見立てでは正しかった。もともと、それだけでは他の円本に対するアドバンテージにはならない。『現代法学全集』の画期的な点は、予約時の申込金を不要とした点にある（これに対して『現代経済学全集』は申込金一円を徴求した）。

（2） 分割掲載方式（講座形式）・全編書き下ろし・ルビ付き

「二」に関しては、当初は一項目（課目）を一巻で完結させる方針だったのが、後に分割掲載方式に変更されたものである（後述）。この当初計画や、「二」の全編書き下ろし、「六」のルビ付きの方針に関しては、出版社の発想であるとは直ちに断定できないが、しかし、「四」のごとく、この全集が、日本評論社が末弘に持ち込んだ企画だとすれば、依頼前に、編集方針の骨子は、出版社側においてある程度固まっていたと考えるのが自然である。ちなみに、「二」の全編新規書き下ろしの方針は、双子の企画である土方成美「責任編輯」の『現代経済学全集』でも採用されている。

（3） 講読層

以上に対して、「三」の読者層に関していえば、美作太郎や田中二郎も述べていたように、昭和初期の大学生の数は、今日の大学と比較して圧倒的に少ないので、大学生をターゲットとした教科書販売は、出版事業として成り立たない。ターゲットとされた講読者層は、昭和金融恐慌以降の就職難の時代に急激に増加した国家試験受験者のほか、「法科大学の開放」の対象者である一般市民と考えられる。

本稿冒頭で引用した美作太郎の言にもあるように、この全集は、「はじめ『法律の大衆化』『法科大学の開放』を標榜してルビつき活字で寧ろ啓蒙的なものをねらった企画」だったところ、執筆担当者の原稿が、出版社（鈴木利貞）や編集者（末弘徹太郎）の予想をはるかに超えた高水準のものであったため、結果において、当初の予定とは似ても似つかぬ「学界の最高峰を行く学問的な貴重な文献」としての評価を得るに至ったものである。

このような全集の性格の変容は、当初の一項目一巻完結主義から分割掲載方式への変更や、当初方針では全二五巻完結であったのが一四巻もの増巻に至ったこととも関係しているが（後述）、当初のルビ付きの方針も、巻を追うごとに



次第に徹底されなくなり、文体も、今日の法律専門書とさして変わらないものとなっている。もつとも、当時の一般的な法律書は、非常に難解な文語体で書かれていたから、それらと比較した場合、文章は非常に柔らかい。その意味において、この全集は、今日の法律書の文体の先鞭をつけたといえるかもしれない。

## 2 「法科大学の開放」

話を、この全集が企画された当初段階まで戻すと、全集の予約募集の際のキャッチフレーズに関して、美作太郎は「法律の社会化」と「法科大学の開放」であつたとするのに対し、山本秋は「法律の大衆化」と「法科大学の開放」であつたとする。結論的にいうと、二人の記憶は両方とも間違いではなく、東京朝日新聞掲載の広告を拾えば、一月の最初の広告では「法律の家庭化」であつたのが、二月の広告では「法律の民衆化」に変わり、さらに、六月の広告で美作のいう「法律の社会化」に変わっている<sup>50</sup>。ともあれ、この不安定さから見て、右のフレーズは、出版社において考案されたものと推測される。

これに対して、「法科大学の開放」というキャッチフレーズは、未弘の「現代法学全集・発刊の趣旨」に由来するが、しかし、「法科」大学の開放」という発想そのものは、未弘のオリジナルではない。これは、山本秋も言及していたように、大正デモクラシー期以来日本にも広く流布されることとなった〈university extension movement〉の反映であり、未弘個人あるいは『現代法学全集』との関連では、以下のような先行ないし類似の事例を指摘できる。

第一は、後藤新平が「学俗接近」の持論を实践すべく大正三年に組織し、新渡戸稲造が会長を務めた「通俗大学会」の活動（通俗大学運動）である。この活動に関しては、未弘も、判例民法研究会を立ち上げ物権法教科書を刊行した大正一〇年より大正一二年まで、軽井沢夏季大学の講師を務めている<sup>51</sup>。

第二は、大学教授が商業誌や講演を通じて一般大衆に向けて直接訴えかける手法の普及であり、その代表格は吉野作造であつたが、この点に関しては、宮田親平『だれが風を見たでしょう——ボランティアの原点・東大セツルメント物

語』の次の記述を引用しておこう。<sup>(54)</sup>

末弘らをこの情熱的な行動（セツルメント）に駆り立てたものとしてなよりも、当時言論界を覆っていた大正デモクラシーがあった。東大セツルメント設立に当たっては「大学拡張（university extension）」が一つの合言葉であったが、これによく似た「大学普及」という言葉がそれより前に、大正デモクラシーきつての理論家だった東大法学部政治学科教授・吉野作造によって使われている。吉野はヨーロッパ留学中、短期滞在したイギリスで知った成人教育運動から「大学普及」を教えられたという。似ているのも当然で、実は同じ「ユニバーシティ・エクステンション」を別個に訳した言葉なのである。このとき彼は、ベルリンで親しくなった京大の憲法学教授・佐々木惣一と、この概念を具体化する方法について相談している。

訳語がちがうだけに、二人にとってそれは、末弘らのセツルメント運動とは少し違い、大学の学者が象牙の塔を出て、一般向けの講演や寄稿によって社会改革を訴えるという行き方だった。

だが、吉野作造もまた、著述活動のみならず、東大基督教青年会（YMCA）・賛育会を通じて社会福祉事業に直接取り組んでいたし、他方、末弘厳太郎も、周知のごとく、商業誌に多数の社会評論を寄稿していた。

第三は、末弘厳太郎の盟友・穂積重遠の存在である。彼もまた、学生セツルメントの活動を、大学拡張運動の一環と捉えている一方、全国各地の夏期大学の講師を務めている。<sup>(56)</sup>さらに、穂積が昭和二年五月に日本評論社から出版した『民法読本』は、末弘の『民法講話（上巻）（下巻）』（岩波書店、大正一五年六月・昭和二年九月）とともに、『日本型民法教科書』（民法を一般市民にわかりやすく説くために、法典の順序に従わない独自の編成を採用し、社会的な背景を織り込んだ説明をする。……〔略〕……）の嚆矢となった名著である。<sup>(57)</sup>

なお、穂積の『民法読本』は、すでに触れたように、日本評論社のヒット企画『読本』シリーズの一書として刊行されたものであったが、この点に関して、大村敦志は、「確かに読本は流行していたようである。……〔中略〕……。しかし、重遠は時流に乗ろうとしたわけではない」と述べる。<sup>(58)</sup>しかしながら、ここでは、そもそも当時の出版界における

「時流」とはいつたい何であつたのかが問われなければならない。第一次世界大戦後の日本では、大戦景気で工業化・都市化が一気に加速する一方、義務教育の就学率も九九パーセントを超え、文化の担い手は都市中間層へと移っていた。そのため、出版界の側でも、彼らの知的欲求に応えて、科学・思想その他あらゆる分野で、一般市民向けの啓蒙・解説書の刊行に力を入れるようになったが、その執筆陣は、当初は在野の新聞・雑誌ジャーナリストであつたところ、やがて大学アカデミズムが加わるようになる。すなわち、大村にいう「時流」とは、末弘・穂積ら大学人による大学拡張運動を含むところの、大正知識人による一般大衆向けの社会教育・啓蒙の時代思潮にほかならないのであり、それゆえ、穂積の『民法読本』は（末弘『民法講話』も同様）、かかる「時流」の本流中の本流の著作であつた。

したがつてまた、第四に、「法科大学の開放」をキャッチフレーズとする『現代法学全集』の先行事例としては、それまでに日本評論社から出版された、専門知識を一般大衆向けに解説した種々の企画——上記『読本』シリーズのほか、すでに触れたように、初代社長・茅原茂時代にも『通俗財政経済大系』『現代常識大系』『通俗経済講座』などがあつた——を挙げるができるだろう。末弘『現代法学全集』は、こうした日本評論社の既刊出版物の延長線上に登場したものであつて、同社の過去の資産から断絶して、突然変異的に生まれたわけではない。

### 3 「責任編輯」

では、末弘蔵太郎「責任編輯」という全集の売出し文句についてはどうか。「責任編輯」なる表記のある出版物には、筆者の知る限りでは、『現代法学全集』以前にも、雑誌では小学館の「セウガク一年生」〜「小学六年生」（大正一二年創刊）（小学館）学習指導研究会「責任編輯」、書籍ではやはり小学生向けの菊池寛「責任編輯」（『小学生全集・第二二巻』古今東西乗物絵本）（興文社・文芸春秋社、昭和二年）がある。「責任編輯」のキャッチフレーズが、これらの児童向け出版物から着想を得たものであれば、すこぶる面白いが、しかし、この肩書の由来について触れた文献は、次述（四）土方成美「責任編輯」「現代経済学全集」関係資料も含めて、目下のところ発見できていない。

#### (四) 『現代経済学全集』の発刊経緯

『現代法学全集』刊行開始に遅れること八か月、昭和三年一〇月に刊行が開始された『現代経済学全集』によって、日本評論社の経営は壊滅的な打撃を受けることとなる。

##### 1 『現代経済学全集』の編集体制

鈴木三男吉によれば、「この『現代経済学全集』発刊の』遅れは『現代法学(全集)』に味をしめて企画されたからではなく、そもそも『現代法学(全集)』と同時企画だったのが、改造社の『経済学全集』(全六十四卷)との競合および責任編集者土方成美が東大経済学部の渦中の人であり、執筆者がなかなか決定しなかったからである」という。<sup>59)</sup>

右のうち、土方成美が「東大経済学部の渦中の人」だったというのは、後の時代の河合栄治郎との対立ではなく、大内兵衛・大森義太郎ら左派グループとの対立を指す。この時期、土方は、学内・学外のマルクス主義陣営と熾烈な論戦を繰り広げており、両陣営の関係は、互いの人格を口汚く罵り合うまで険悪なものとなっていた。<sup>60)</sup>

そして、この点は、改造社版と日本評論社版の経済学全集の編集担当者ならびに執筆者の陣容——したがってまた両全集の性格に影響を及ぼした。大内兵衛は、両全集について、次のようにいう。<sup>61)</sup>

要するにこの全集(改造社版)は、福田(徳三)、河上(肇)ブームを改造社が商品化したもので、ノー・システムとはいえず、こか進歩的色彩をもっていた。しかもこの全集は、土方成美、本位田祥男、河合栄治郎ら東大の反動派を除外していた。これは彼らにとっては意外であった。それよりさき、日本評論社というのができていた。これは末弘徹太郎君編纂の『現代』法学全集」というので大いであって、相当の資金をもっていた。このとき、また同社は『経済往来』(いまの『経済往来』ではない)という雑誌を出して当時の『文芸春秋』の実業界版をやっていた。この雑誌で社長鈴木利貞と土方、本位田、河合三君とが結ばれていた。そこで、この三君のプランによって、日評は改造社の『経済学全集』に対抗してもう一つの『現代経済学全集』十数巻

〔全二〇巻〕を出すことにした。それには小泉信三、高田保馬、高垣寅次郎の諸君も参加した。これにより保守派が一団となった。この二つの全集は同時に予約募集を行い大競争をやった。この予約広告が毎日全ページを費して新聞に出るといふ騒ぎとなった。そしてこの広告文を福田、土方両博士が書いた。どちらも実に下劣な人身攻撃をならべた。日本の経済学のブームにはそういういやしさがいつでもあるが、このときほどひどかったことはなかった。

日本評論社『現代経済学全集』と、改造社『経済学全集』は、どちらが先に企画されたものか。右の大内の記述が、改造社版が先として対して、鈴木三男吉は、義父・鈴木利貞から聞いた次のような話を書き留めている。<sup>62)</sup>

「『現代』経済学全集」がなぜ改造社と競合するようになったかについて、筆者はかつて鈴木利貞より次のような話をよく聞かされた。当初、日本評論社の『経済学原論』は福田徳三に依頼する予定で、ある日氏を訪れ全集企画を見せたところ、その企画が改造社に筒抜けになり、改造社でも急遽全集を計画することになったのだ、と。しかしその真偽のほどは不明である。

右の聞き書にある『経済学原論』とは、「現代」経済学全集』の誤植ではなく、『現代経済学全集・第三巻』で結局は河田嗣郎が担当した「経済学原論」を指すものと考えられる（ちなみに、福田徳三は、改造社版『経済学全集・第二巻』第四巻』で「経済学原理（総論及生産篇・流通篇上・流通篇下）」を執筆している）。

一方、『現代経済学全集』全体の編集を依頼されたのは、上記大内の文章によれば、「経済往来」の編集と同じく、土方成美・本位田祥男・河合栄治郎の三名とされるが、この三名の中で、なぜ土方が「責任編輯」者となったのか。土方自身は、「とかくするうちに、昭和三年には、わたくしは日本評論社の企画する『現代経済学全集』の責任編集を引受けることになった」と述べるだけで、その経緯については何も語っていない。<sup>63)</sup>ただ、土方によれば、編集作業は彼の独断専行で行われたわけではなく、「しばしば、いろいろの人と会合した」とされている。<sup>64)</sup>

この現代経済学全集の編集に関連して、しばしば、いろいろの人と会合した。いずれも鈴木利貞氏主宰であったが、当時集まった人々で憶い出すのは、牧野輝智（当時朝日新聞経済部長、後、論説委員）、永井亨（人口問題研究会会長）、高橋誠一郎、林

癸美雄（当時早大教授）、吉野作造、高島素之、河合栄治郎、本位田祥男、綿貫哲雄、穂積重遠などの諸氏である。穂積氏のこと  
で憶い出すことがある。そのころ星ヶ岡茶寮ではよく狸汁を喰わせた。わたくしは何となく薄気味わるくて手をつけなかったが、  
穂積氏には好物であつたらしく、わたしの分まで平らげていた。

ここに名前の挙がっている人物のうち、吉野作造や穂積重遠は『現代経済学全集』の執筆には関わっていないから、  
右の土方の記述には、『現代経済学全集』の会合の記憶と、『明治文化全集』の会合の記憶が、混在しているように思わ  
れる（先に『明治文化全集』の項で引用した吉野作造の日記からも知られるように、鈴木利貞は会合場所として魯山人  
の星ヶ岡茶寮を多用した）。ただ、鈴木利貞の編集依頼のパターンは、「経済往来」や『明治文化全集』の例から知られ  
るように、複数の人物に声をかけるのが常道であり、依頼を承諾した複数の編集担当者たちは、鈴木への設けた右のよ  
うな会合で、編集方針を合議により決定したようである。一方、代表を決める方法については、『明治文化全集』の場  
合には、企画の性質から当然に吉野作造が適任である旨、他の五人の編集担当者（河合栄治郎・土方成美・本位田祥男・  
穂積重遠・吉田熊次）に異論がなかつたからであろうが、『現代経済学全集』に関して、土方成美・本位田祥男・河合栄  
治郎の中から土方が選ばれた理由は、おそらくは、改造社『経済学全集』のマルクス主義陣営と最も尖鋭に対立してい  
た彼を前面に押し立てることが、出版の差別化を引き立たせる最良の方法と考えたからであろう。

その意味で、土方成美「責任編輯」という謳い文句は、改造社版との出版合戦における旗印のごとき役割を果たした  
が、問題は、なぜ同じ「責任編輯」という肩書が『現代法学全集』でも使用されたか、という点である。この点に関し  
ては、双子の全集として同時期に企画された『現代経済学全集』と揃えた（いずれが先ともいえない）というのが目下  
のところの仮説であり、また、末弘徹太郎が「責任編輯」者に選ばれた理由についても、土方とは別の意味で——すな  
わち、一般商業雑誌で多くの社会評論を執筆しており、広く大衆に名が知れ渡っていたため——購読者の獲得に有利と  
考えたから、と推測しているが、もちろん確証はない。

## 2 改造社『経済学全集』との出版合戦

日本評論社版『現代経済学全集』と改造社版『経済学全集』の出版広告における相手方への誹謗中傷は、数ある円本合戦の中でも猖獗を極めた。両陣営が新聞広告で並べ立てた罵詈雑言の数々については、小尾俊人『出版と社会』に詳しいので、本稿では、土方成美の言を引用するにとどめる。<sup>(65)</sup>

この全集は改造社の「経済学全集」と競争出版になった。改造社の方は、東京商大教授の福田徳三博士が編集の掌に当られ、両者の宣伝競争は熾烈を極め、小売店頭にはアーチを掲げ、大新聞紙上では一面広告でお互に凌ぎをけづった。おしまいに、福田徳三博士が広告面でわたくしを学商といって誹謗されるという場面もあり、「円本合戦」として、華やかな光景を呈したが、日本評論社の資金繰りは苦しそうで、遂に宣伝負けをした感がある。結局日本評論社にとって、この出版は経済的にはプラスしなかつたらしい。この合戦の途中、末弘厳太郎博士は、当時の社長鈴木利貞氏に、「君は商売をしているのか、それとも喧嘩しているのか？」といわれたという話がある。土方も述べるように、日本評論社の敗北の主たる原因は「宣伝負け」ではあるが、しかし、内容面においても、時代の寵児であった福田徳三・河上肇を頭目とする改造社版の華やかさに比して、見劣りする感は否めない。

## 3 末弘厳太郎と土方成美

吉野作造『明治文化全集』は出版営業的には失敗であったが、その後の日本評論社・鈴木利貞の吉野に対する仕打ちは、いかにも不義理であった。そのため吉野は日本評論社と離間し、昭和八年貧困のうちに五五歳の生涯を閉じる。

一方、昭和十一年より河合栄治郎が企画・編集した『学生叢書』シリーズは、同年に刊行が開始された末弘厳太郎『新法学全集』とともに、日本評論社の経営を立て直す原動力となったが、昭和一三年河合の著作のうち『ファッシズム批判』『社会政策原理』『時局と自由主義』『第二学生生活』の四書（いずれも日本評論社刊）が発禁処分となり、これを契機に東大経済学部内で河合の教授適格性を疑問視する土方成美ら右派グループ（革新派）と河合グループ（純理派）との間の対立が激化、翌一四年の平賀爾学の喧嘩両成敗で、一月に河合、二月に土方が大学を追われた。さらに追

い打ちをかけるように、退職直後の同年二月出版法違反で発行元の日本評論社社長・鈴木利貞とともに起訴された河合は、第一審では無罪となるも、控訴審で逆転有罪、昭和一八年大審院は河合の上告を棄却。かくして著作発表の機会を完全に奪われた河合は、翌昭和一九年五三歳で世を去った。

他方、土方（旧姓・町田）成美に関しては、土方寧の婿養子であることが（助教授就任・留学の年である大正六年一月に矢作栄蔵の紹介で土方寧の一人娘・貞子と結婚）、末弘嚴太郎との関係で興味を惹く。というのも、土方寧から嫌悪されていた末弘は、大正三年七月「従来ノ例ニ依ラス教授トスルノ予定ナクシテト云フ条件ノ下ニ」助教授として任用された後、師・川名兼四郎の死去（大正三年一〇月）、後任の石坂音四郎の死去（大正六年四月）という偶発的事情の連続により、教授職を拾った過去がある<sup>67</sup>。土方の留学発令（当時の留学は教授昇進を前提とする）が大正六年八月であるのに対し、助教授就任が三年早い末弘（年齢は土方より二歳上）の留学発令が同年一月であるのも、このことと関係しているだろう。当時は第一次世界大戦中のため、二人はまずアメリカに学び、大戦終結後ヨーロッパに移ったが、大正八年ロンドン経由で七月パリに到着した土方は、先着の末弘の案内でセーヌ河畔、コンコルド広場あたりを徘徊している<sup>68</sup>。

土方は、後々に至るまで末弘に対して好感情を抱き続けており、昭和一四年平賀肅学で辞職勧告を受けた際のエピソードを、次のように書き綴っている<sup>69</sup>。

〔辞職勧告を受けた〕当夜私の所に集まった人々の間では、私の休職処分は、文官分限委員会にかけられるのであるが、そのいわれない事を明らかにして、処分案を分限委員会で否決させ、荒木（貞夫）文相、平賀（謙）総長の鼻をあかしてやれ、という空気が強かった。

一同がそんなことを話合っている所へ自家用の豆自動車を自分で運転して、私の宅へ飛び込んで来られたのが、法学部の末弘嚴太郎教授であった。当時自家用車を自分で運転していた教授は、恐らく末弘教授一人であったから、この自動車は有名であり、



新聞記者などは特によく知っている。この事件最中に、私の宅へ乗り着けるなどは、余程、勇気がないとできない話である。そして、「しつかりガンバレ」といつてわれわれを激励された。

平賀肅学は、当時法学部長だった田中耕太郎が、学部事情に疎い平賀讓総長を操縦して行った策謀といわれるが、法学部では、横田喜三郎や、当時評議員であった我妻栄が田中に同調、これに対して、強硬な反対意見を唱えたのが末弘厳太郎であった。なお、末弘と同じく平賀肅学に反対した南原繁は、「そうした〔南原〕先生の純理論的考え方に對して、土方一派と近い法学部教授、いわば時局派がその考え方に便乗して、自分たちの肅学反對の大義名分に大学の自治を利用したということではなかったのですか」との丸山真男の問いに對して、次のように答えている。「そういえば、教授会の合間だったか、横田（喜三郎）君が私の研究室にやってきて、私みたいな純理派ばかりでなく、末弘教授のような人もいるのだから、あまり議論しないようにしてくれといわれたことがある」<sup>(11)</sup>。

ところが、その数日後の末弘の行動は、土方によれば、次のようなものであった。<sup>(12)</sup>

平賀肅学には、いろんなエピソードがあり、一々書いていても限りがないが、一つだけ書かして貰い度い。それは、事件当時の末弘厳太郎法学部教授に關してである。教授が事件発生直後、私の宅を訪問されて、そこに集まっていたわれわれを激励されたことは上に述べた。それから数日を経たある夜の事であった。夜も夜更で、真夜中に近いころであった。事件発生後、連日連夜新聞記者諸氏その他多くの人の出入で、家人も女中も疲弊し切っていた。その時も一人の來訪客がいたが、末弘氏の來訪を聞いて隣室に入った。末弘氏は席につくや否や、「今、荒木（文相のこと）が此處へ来るといつたが、僕がこれを留めて、自分でやって来た。君は矢張り辞表を出し給え」という事であった。

自分は、それは出来ない、もはや、自分一人で行動することは許されない。多くの同志諸君も、私が辞表を出すことを好んでおらず、自分と行動を共にする人を裏切つて辞表は出せない。殊に荒木氏が自らやって来ているならとにかく、来てもらわないではないか、といった。ところが、末弘氏は「君は人生意気に感ずるということを知らんか。先日僕が君の家に車を乗り着けて、

やって来た事は余程の事だぞ」といって重ねて辞表提出を迫った。私は、同じことを繰返したのみで、末弘氏は辞去した。……。ところが、末弘氏の辞去後、午前一時はとつくに過ぎていたと思う。又々電報で家人の夢は破られた。受取ってみると、それは末弘氏からのそれであった。開封してみると、「キリムスプタチノシタニハジゴクアリミステテコソウカブセモアリミギゴカシンコーアツテ、云々」という文面であった。その際私にとって何が「身を捨てて」ことか「浮ぶ瀬」とは何かをつくづく考えた。私は、この末弘氏の行動について、何の悪意ももってはおらぬ、氏も亦私に悪意があつたわけではなからう。

右のエピソードは、氏の性格を躍如たらしめるものと思つて、今でも、この事を忘れぬままに、書き綴つた次第である。思い立つたら直ちに行動に移さずにはいられない末弘のせっかちな性格が、結果的に主義主張の一貫性のなさをもたらしているのは、この件に限つたことではないが、土方と末弘の結びつきは、思想的なものではなく、留学時代からの個人的な友情であつたこと、そして、土方が最終的に辞職勧告を受け入れた背景に、右のような末弘の諫言があつたことを、平賀肅字を仕組んだ田中耕太郎は知る由もない。

その後、末弘と田中の関係は、安井郁の教授昇任人事や、尾高朝雄の東大招聘人事で決定的に悪化し、戦後の末弘の教職追放の策謀へと田中を駆り立てることとなる。

### 三 文献学的考察

話を昭和三年の『現代法学全集』発刊当時に戻して、以下、書誌学的・文献学的な考察に移ることにする。

この全集に関する最初の広告が東京朝日新聞に掲載されたのは、昭和三年一月二三日朝刊四面・五面であつたが、同広告に掲載されている執筆者の総数は四名、執筆項目（課目）数六七項目（課目）、<sup>②</sup>予定巻数は全二五巻、配本期日は「昭和三年一月第一巻発行。毎月一冊づつ。昭和四年十二月完了。（十二月に限り二回刊行）」であつた。

## (一) 各巻の内訳と配本

だが、第一回配本は、当初予定の昭和三年一月が、翌二月にずれ込み、また、第二五巻の完結も、昭和四年一二月の当初予定が、二か月遅れの翌昭和五年二月になっている（表1参照）。

## 1 一巻完結主義から分割掲載方式への変更

一方、配本内容に関しては、昭和三年四月の第三回配本として第二四巻が、また、同年六月の第五回配本として第二五巻が刊行されている点が目を惹く。この二巻に収録されている執筆項目（課目）は、いずれも一回完結物ばかりである。

これに対して、第一回配本（第一巻）・第二回配本（第二巻）・第四回配本（第三巻）に収録された項目（課目）は、いずれも分割掲載になっているが、そもそも当初の計画では、全項目（課目）につき一巻完結の方針が立てられていたところ、<sup>(73)</sup> 刊行開始早々に、この方針が断念されたものであって、第一巻刊行直後の昭和三年二月二一日の広告には、「編輯責任者の言葉」と題する末弘厳太郎の次のような文章が掲載されている。<sup>(74)</sup>

本全集の計画発表以来全国諸方から非常なる歓迎を受け、意想外に多数の読者を得るに至ったことは編輯責任者として私の衷心より喜ぶ所であると同時に益々責任の重きを感じる次第である。

ついでには計画発表以来各方面から寄せられた編輯に関する各種の希望を一々閲読した上至極尤もだと思はれるものについては出来得る限り其趣旨に副ふ目的を以て計画上に左記の変更を加へ以て本全集をして益々完璧たらしめたいと希望する次第である。

## 第一 一巻完結の方針

此点については最も多数の御希望があった。読者の立場として至極尤ものことと思ふ。ついでには編輯者としても極力其趣旨に副ひたいと思ふのであるが、何分従来の全集と異なつて全部新に——而も日常極めて多忙な学者実務家諸君を煩はして執筆を願

ふのであるから中々思ふやうにならない。又特別法以外の諸法は御承知の通り法典の条数だけでも非常な分量であつて、例へば私の担当してゐる債権総論担保物権法の如き頁数五六百頁を越えねばならないやうな始末である。従つて、此際は特別法だけは言葉通り一卷完結の主義により其以外の膨大な諸法は各課目とも極力所載頁数を増加し且つ——従来の講義録などと違つて——必ず篇章を以て区切られた——それだけ独立の読物になり得る——読切物を載せることとし以て一卷完結の精神に副ふことにするの外のないのである。之によつて読者は各巻を受けとられる毎に纏まつた知識を得ることが出来、かくして恰も法科大学で聴講して居られるのと同じやうに順次に各課目を修了することが出来ると思ふのである。

## 第二 課目の増加

課目増加の希望も沢山あつた。ついでには其中成程と思ふものについては早速専門諸家に御依頼して左記の諸法を加へ得ることになった。惟「法理学」だけは計画の当初より色々考へたのであるが、どうもお願ひすべき適当な方がない。生中変にまとまつた「法理学」と称するものを吾々の法理学だと言ふて本全集中に加へる勇氣を私はもたないのである。勿論本全集中にも法律学全体に関する総合的知識を与へることを目的とするものには田中教授の「法律学概論」があり、又法理学的の事柄を断片的に取扱ふものには牧野教授の「法律講話」や私の「法学問答」がある。諸君は「法理学」とか「法律哲学」とか言ふやうな莊嚴な名称に捉はれずに、此等の読物の中から自ら法理学の実質を体得されむことを希望する次第である。

このうち「第二 課目の増加」の方針変更に関しては、この広告で六課目の追加が告知された後、三月三日の広告で「第一 課目の追加」が告知されているが、しかしながら、当初の全二五巻の予定が、一四冊増えて全三九巻となつた理由は、これらの課目増加が原因ではなく、「第一 一卷完結の方針」から分割掲載方式（講座形式）への変更と関係している。この点に関して、末弘は「恰も法科大学で聴講して居られるのと同じ」と強弁しているが、増巻の理由は、先にも触れた執筆内容の高度化・専門化によつて生じた、①紙数の増加と、②執筆の遅延である。

## 2 増巻の告知

しかし、読者に対して全二五巻を前提に一括予約を募集した関係から、計画変更をいつ読者に告知するかは悩ましい問題であった。新聞紙上で増巻の告知が行われたのは、当初の完結予定から一か月の過ぎた昭和五年一月、第二四回配本の時期に至つてのことである。告知文の全文を転記すれば、以下の通り。<sup>17)</sup>

「現代法学全集」増巻に就いて予約会員諸君に訴ふ

編輯責任者 末弘敏太郎

吾々の「現代法学全集」が執筆者並に読者諸君の力強い後援によつて立派な成長を遂げ来たつたことは吾々の心より喜ぶところであります。所が最初毎巻三百五十頁全部二十四卷（二十五卷）の誤植か、最終巻（索引）を除外したものか）を以て完結する予定を以て編輯計畫されたものが、其後毎巻の頁数を四百頁前後まで増加したにも拘らず、どうしても予定通り取まらないことになり、此際増巻を執行するの他に採るべき途がないことになりました。事茲に至つた原因の一は確に編輯者の見込違であつて此点については私としても深く責任を感じる次第であります。しかしそれよりも一層大きい原因は執筆者諸君がいづれも仕事に力を入れられた結果予めお願ひしたよりも遙に詳細懇切な力作を寄せられたことによるのであります。無論中には多少整理短縮を願つた原稿もありますけれども、大部分はそのまゝ載せるより外ない。全集を弥が上にも良いものにしやうとする私の切なる希望は執筆者諸君の努力をそのまゝお受けすることを強要したのであります。其結果全集が実質的に何人が予想したよりも立派なものとして出来上りつゝあることは御承知の通りであります。頁数は終に予定の約七割増となつたのであります。其所で私は此際どうしても増巻するの外ない、成るべく読者諸君に迷惑をかけない方法に於て同時に出版者の犠牲も成るべく少くする方法に於て増巻を執行するの外ないと決心して、色々出版者と折衝した結果終に毎巻五百頁として十二巻の増巻を執行することとしたのであります。十二巻の増巻は読者諸君にとつて可成りの迷惑に違ひないと思ひます、又出版者にとつても五百頁までの増巻は少なからざる苦痛に違ひありません。しかしかくして吾々の全集が名実共に「現代法学全集」として完全なものになつてゐることを考へると、此迷惑此苦痛を忍んでも増巻に賛成して頂くやうお願ひすることが此際吾々の採るべき唯一の策であると思ひます。

吾々の全集が吾々のお互に予想したよりも遙に大きく且立派に成長したために予定より大きい着用を用意することが必要となったのであります。読者諸君に於てもどうか此意を酌みとって増巻に賛同されむことを切望いたします。

#### 刊行者の立場から

株式  
会社  
日本評論社

予約会員諸君の空前の御支持により現代法学全集が今日の成功を得ましたことは弊社の感激措く能はざるところで御座います。会員諸君の御熱誠につけても今回の大増巻は弊社の最も遺憾とするところで御座いますが、事情御賢察の上、此の歴史的大著述の完成の爲めに引続き御協力を得たいと存じます。学界への責任感是最早区々たる経済的利害の云為を許しません。茲に倍旧の犠牲的努力を誓ふ次第で御座います。

ところで、美作太郎は、「予約購読者が十万を軽く越えたので、気をよくした社は、全集の内容を充実させて十四巻の増巻を企画し、全三十九巻として募集を継続した」と述べていた。しかしながら、この記述には得心がゆかない。というのも、増巻された巻の本身は、すべて当初より予定されていた執筆項目（課目）の連載の続き、あるいは連載開始であり、この時点では執筆項目の新規追加は行われていない<sup>(78)</sup>。また、増巻の前後を問わず、執筆項目の発刊・配本は順不同で統一性がなく、一定の計画性が感じられない。

結局、増巻の理由は、末弘も弁明するように、担当者の執筆内容が、一般市民向けの社会教育・啓蒙書という末弘あるいは日本評論社の当初の企画意図を離れて、学術専門書の性格を帯びるに至った結果（Ⅱ個々の執筆担当者の意気込みが、全集を「自走」ないし「暴走」させた結果<sup>(79)</sup>）、①分量が当初予定を大きく上回り、また、②執筆者の原稿提出の遅延を招いたためと解される。

#### 3 全巻完結の告知

なお、美作の文章には「十四巻の増巻を企画し」とある。当初の予定巻数（全二五巻）に、この増巻数を加えた数字は、最終的な総巻数（全三九巻）に合致するが、しかしながら、上記告知文において、末弘は「十二巻の増巻を執行す

説  
論  
ることとした」と述べている。となれば、増巻の計画は、上記告知の段階では一二巻であったところ、その後さらに二巻の上乗せが決定されたことになる。しかし、この二巻分の増冊については、管見の及ぶ限り、新聞紙上での告知は行われていない。

一方、新聞紙上で三九巻全巻完結の広告が登場するのは、第三八回配本の翌月である昭和六年四月のことであるから、全部で何巻になるかは、おそらく最後の最後まで見通しが立っていなかったのだろう。

## (二) 執筆者と執筆項目

昭和六年八月の全巻三九巻完結時における執筆項目(課目)の総数は八五項目(表2)参照——昭和三年一月の予約募集当初の項目数(六七項目)より一八項目増加しているのは、①当初予定の項目のうち行政法・刑法・国際私法の内部が細分化されたこと(行政法は総論〔8〕と各論拾遺〔24〕、刑法も総論〔28〕と各論〔31〕、国際公法は基礎観念〔57〕・平時〔58〕・戦時〔59〕)と、②執筆項目の新規追加(新聞紙上で広告した一項目のうち上杉慎吉「皇室典範」を除く一〇項目〔5〕〔13〕〔14〕〔20〕〔21〕〔22〕〔23〕〔53〕〔70〕〔75〕)のほか、新聞広告未掲載の追加課目として〔29〕〔48〕〔51〕〔55〕〔65〕〔66〕〔69〕〔71〕の七課目がある)のためである(これに対して、当初計画されながら未刊に終わったのは、末弘厳太郎「担保物権法」、松岡義正「特別民事訴訟法」、池田克「行政執行法」の三課目)。

一方、執筆者に関しては、上記課目の新規追加のほか、執筆担当者の変更が三課目あるため〔19〕「土地収用法」、〔32〕「治安維持法」、〔73〕「鉱業法」、執筆者の総数は、当初の四四名から、以下の五九名に増加している。

### ① 大学教授

ア 東京帝大 二〇名……(1) 法学部一八名(上杉慎吉、野村淳治、美濃部達吉、宮沢俊義(助教)、杉村章三郎(助教))、

牧野英一、小野清一郎、穂積重遠、末弘徹太郎、三淵信三、我妻栄、松本蒸治、松波仁一郎、田中耕太郎、加藤正治、菊井維大〔助教教授〕、立作太郎、山田三良、(ii) 農学部二名〔園部一郎、野間海道〕

イ 京都帝大

四名……三浦周行、滝川幸辰、竹田省、烏賀陽然良

ウ 東京商大

二名……青山衆司、孫田秀春

エ 元九州帝大

二名……風早八十二、杉之原舜一〔助教教授〕

② 司法官・司法官僚

九名……長島毅〔司法書記官〕、池田克〔司法書記官〕、岩村通世〔東京控訴院検事〕、正木亮〔司法書記官〕、大森洪太〔司法書記官〕、三宅正太郎〔大審院検事〕、中島弘道〔東京地方裁判所部長〕、

岩松三郎〔東京地方裁判所部長〕、鬼頭豊隆〔司法書記官〕

③ 官僚

一九名……丹羽七郎〔内務省土木局道路課長〕、田中広太郎〔内務書記官〕、広瀬豊作〔大蔵省主計局事務官〕、

武井群嗣〔内務事務官〕、星野直樹〔大蔵省事務官〕、岡田文秀〔内務省土木局河川課長〕、

山田準次郎〔内務省衛生局長〕、武部欽一〔文部省普通学務局長〕、藤野恵〔内務省社会局事務官〕、

入江昂〔大蔵省事務官〕、南正樹〔農林書記官〕、岸信介〔商工書記官〕、藤原保明〔通信書記官〕、

佐竹三吾〔鉄道院〕、遠藤後一〔通信省〕、平田慶吉〔農商務省〕、清水玄〔内務書記官〕、

石黒武重〔農林省事務官〕、安達祥三〔特許局事務官〕

④ 弁護士

一名……榛村専一

⑤ 元裁判官

一名……三淵忠彦〔三井信託法律顧問・慶応大講師〕

⑥ 銀行員

一名……栗栖起夫〔日本興業銀行・中央大講師〕

八年後の刊行である『新法学全集』の執筆陣と比較した場合、②司法官・司法官僚と③官僚の占める割合が高いのが『現代法学全集』の特徴で、また、学者に関しても、東京帝大が圧倒的多数を占めており、後の『新法学全集』と異なる



り、東北帝大・九州帝大・北海道帝大・京城帝大の現役研究者は皆無である。東北帝大の法文学部設置は大正十一年八月、京城帝大の創立（創立時より法文学部を設置）は大正十三年五月、九州帝大の法文学部設置は同年九月のことで、スタッフの大半が若手であったことから、『現代法学全集』の時代に、これらの地方帝大の中から適任者を見出せなかったのは、やむを得ないことと思われるが、しかしながら、この陣容は、当時の法律学研究者の絶対数の少なさを如実に物語るものといえる。

なお、風早八十二（牧野英一門下）と杉原舜一（末弘巖太郎門下）は、昭和二年に起きた九州帝国大学法文学部内訌事件で休職処分中の身であった（昭和四年一月二日、二年の休職満期により免官）。彼らの執筆は、東京に舞い戻っていた二人に、末弘が食い扶持をあてがったものだろう。

## 1 法学概論・基礎法

本稿冒頭で引用した「現代法学全集・発刊の趣旨」からも知られるように、〔2〕牧野英一「法律講話」、〔3〕末弘巖太郎「法学問答」、〔4〕穂積重遠「判例小話」は、当初から予定されていた全集の一つの売り物であり、このこととの関係では、鈴木利貞は、末弘単独ではなく、右の三人に全集の共同編集を依頼した可能性が考えられる。

ただ、穂積については、末弘と同様、多数の項目の執筆を担当しているのに対して、牧野は自分の専門である刑事法の課目を受け持つておらず、しかも、〔2〕「法律講話」に関しても、第一回配本の限りで中絶し、二年後の第二八回配本になってようやく連載が再開されているのは、いかにも不自然である（この問題については後述する）。

## 2 憲法・行政法

追加課目とされた上杉慎吉「皇室典範」が未刊であるのは、彼が〔6〕「大日本帝国憲法講義」執筆後の昭和三年夏に肋膜炎で倒れ、年末にはいったん快復するも、翌昭和四年三月に再発、翌四月七日午前二時五分東大病院で妻と七人の子供たちに看取られながら死去したためである。享年五〇歳。

一方、野村淳治の「行政法」各論部分の表題が、各論「拾遺」であるのは（24）、全巻完結の締切までに、各論全部を書き切る見込みが立たなかったからであろう。

なお、丹羽七郎の執筆担当は、当初は「土地収用法」と「道路法」であったが、その後追加課目「都市計画法」を依頼されており（22）、おそらくはこれと差し替えの執筆者変更なのだろう。「土地収用法」については武井群嗣が執筆している（19）。

### 3 刑事法

末弘の義弟（妹・須賀の夫）池田克の執筆担当は、当初「治安警察法」「治安維持法」「暴力行為取締法」「行政執行法」の四つであったが、このうちの「行政執行法」は未刊に終わった。また、「治安維持法」についても、担当が風早八十二に変更されたが、風早の記述は発禁処分を受けたため、代わって三宅正太郎が執筆することとなった（32）。

### 4 民法・商法・民事訴訟法

民法分野の執筆は、総則・物権法Ⅱ我妻栄、担保物権法・債権総論Ⅱ末弘厳太郎、契約総論・契約各論Ⅱ三瀧信三、事務管理・不当利得・不法行為Ⅱ我妻栄、親族法・相続法Ⅱ穂積重遠という分担であったが、すでに触れたように、末弘の「担保物権法」は、結局未刊のまま終わった。ちなみに、かつて学界に衝撃を与えた彼の『物権法』（有斐閣より刊行）も、大正一〇年一〇月刊行の上巻（物権法総論・占有権・所有権）、大正一一年二月刊行の下巻第一分冊（用益物権）の後、担保物権が未刊のまま途絶しており、担保物権法は、末弘にとって鬼門だったようである。

一方、我妻栄は、〔33〕「民法総則」・〔38〕「物権法」の内容に手を加えて、師・鳩山秀夫の著書の出版元である岩波書店より単行書を出版する。最初の出版は昭和五年五月刊行の『民法総則』であったが、その二年後の昭和七年より刊行が開始されるのが『民法講義』シリーズである（昭和七年一月『物権法（民法講義Ⅱ）』、翌昭和八年六月『民法総則（民法講義Ⅰ）』……）。なお、『物権法（民法講義Ⅱ）』が、占有権の章を最後に配置しているのは、『現代法学全集』

「物権法」の章立てに由来する。

商法に関しては、刑事法と同様、東大以外の執筆者が多いが、もつとも、この点は、後の『新法学全集』も同様であり、同全集における商事法の執筆陣の所属大学は、東北帝大二名（小町谷操三・伊沢孝平）、京城帝大二名（西原寛一・竹井廉）、九州帝大一名（野津務）、東京商大一名（田中誠二）、司法省一名（民事局長・大森洪太）に対して、東京帝大は田中耕太郎と石井照久（助教）の二名である。

民事訴訟法分野では、当初、大審院部長の松岡義正が「特別民事訴訟法」を執筆するはずであった。彼には「特別民事訴訟論」（厳松堂書店、大正五年……〔訂正五版〕昭和四年）の著書があり、その構成は「第一編 督促手続」「第二編 証書訴訟」「第三編 為替訴訟（手形訴訟）」「第四編 公示催告手続」「第五編 人事訴訟」から成り立っているが、『現代法学全集』では、結局、〔47〕中島弘道「非訟事件手続法」と〔50〕大森洪太「人事訴訟手続法」の収録に変更されたようである。

## 5 国際法

〔58〕山田三良「国際私法（六・完）」は、〔53〕加藤正治「強制執行法（三・完）」とともに、総索引〔85〕の収録巻である全集の最終巻（第三九巻）に掲載されている。全集完結の足を引つ張ったのは、この二人であろう。

## 6 諸法

岸信介に〔62〕「取引所法」の執筆を依頼したのは、同期の親友・我妻栄であろうか。

末弘厳太郎に代わって〔72〕「鉱業法」を執筆した平田慶吉（大森洪太や九鬼周造と一高・東大の同期。後に弁護士となる）は、その後「鉱業賠償責任二付テ」で法学博士号を取得し（昭和六年・東京帝大）、〔63〕「担保附社債信託法」・〔64〕「工場抵当法」を執筆した栗栖起夫（後に衆議院議員となり、戦後芦田均内閣の大蔵大臣まで上るが、昭和電工疑獄で失脚）も、「担保附社債信託二関スル研究」で法学博士号を取得した（昭和八年・中央大）。

〈表1〉 『現代法学全集』収録著作（配本順）

昭和三年（一九二八年）		昭和四年（一九二九年）	
第一回配本 二月八日	第一卷	第七回配本 八月十五日	第五卷
總積重遠「法学入門（一）」一頁 上杉慎吉「大日本帝國憲法講義（一）」一九頁 野村淳治「行政法總論（一）」三三頁 我妻栄「民法總則（一）」六七頁 孫田秀春「労働法（一）」二〇九頁 牧野英一「法律講話（一）」三三九頁 末弘徹太郎「法学問答（一）」三三三頁	末弘徹太郎「債權總論（一）」七三頁 立作太郎「國際公法の基本觀念」七三頁 小野清一郎「刑事訴訟法」一八三頁 栗栖越夫「工場抵当法」三二二頁 總積重遠「判例小話（三）」三七五頁 末弘徹太郎「法学問答（五）」三八三頁		
第二回配本 四月十五日	第二卷	第八回配本 九月十五日	第六卷
總積重遠「法学入門（二・完）」一頁 上杉慎吉「大日本帝國憲法講義（二）」二五頁 野村淳治「行政法總論（二）」八五頁 我妻栄「民法總則（二）」七三頁 孫田秀春「労働法（二・完）」二八七頁 末弘徹太郎「法学問答（二）」四三三頁	末弘徹太郎「債權總論（二）」一七三頁 田中耕太郎「手形法（一）」七三頁 岩村通世「少年法」二四一頁 薩部一郎「山林法」二四一頁 總積重遠「判例小話（四）」四一四頁		
第三回配本 四月三〇日	第二四卷	第九回配本 一〇月十五日	第七卷
三淵忠彦「信託法及信託業法」一頁 岡田文秀「河川法」一七九頁 大森洪太「陪審法」二七二頁	田中耕太郎「手形法（二・完）」一五頁 野村淳治「行政法總論（四）」一五五頁 藤原保明「電話法」二八一頁 總積重遠「判例小話（五）」三八三頁		
第四回配本 五月二五日	第三卷	第一〇回配本 一月一日	第八卷
上杉慎吉「大日本帝國憲法講義（三・完）」一頁 野村淳治「行政法總論（三）」六三頁 我妻栄「民法總則（三）」三五頁 杉村章三郎「地方自治法」二二九頁 總積重遠「判例小話（二）」三六五頁 末弘徹太郎「法学問答（三）」三七九頁	末弘徹太郎「債權總論（三）」一〇五頁 田中耕太郎「弁護士法」二〇九頁 長島毅「道路法」二九三頁 總積重遠「判例小話（六）」四一三頁		
第五回配本 六月十五日	第二三卷	第一回配本 二月一日	第九卷
南正樹「保險業法」一頁 岸信介「取引所法」九九頁 星野直樹「税法」二〇三頁 栗栖越夫「担保附社債信託法」三二五頁	美濃部達吉「行政裁判法」六三頁 田中広太郎「地方税法」二九五頁 總積重遠「判例小話（七）」三五九頁		
第六回配本 七月十五日	第四卷	第二回配本 一月一日	第一〇卷
我妻栄「民法總則（四・完）」一頁 三瀨信三「契約概論」一三三頁 池田克「暴力行為等処罰法」二六九頁 總積重遠「判例小話（二）」三四七頁 末弘徹太郎「法学問答（四）」三五九頁	滝川幸辰「刑法總論」一頁 末弘徹太郎「債權總論（五）」二〇三頁 三瀨信三「契約各論（一）」二五九頁 總積重遠「判例小話（八）」三四九頁		
	第一卷	第三回配本 二月一日	第一卷
	第一卷		第一卷

第一四回配本 三月一〇日	第一二卷	廣瀬忠作「會計法」九五頁 佐竹三吾「鐵道營業法」二六七頁 穂積重遠「判例小話(九)」三六六頁
第一五回配本 四月一〇日	第一三卷	未弘殿太郎「債權總論(七・完)」一頁 三澤信三「契約各論(三)」三三頁 長島毅「裁判所構成法」八一頁 中島弘道「非訟事件手続法」二三五頁 穂積重遠「判例小話(一〇)」三九七頁
第一六回配本 五月一〇日	第一四卷	松本丞治「会社法(一)」一頁 三澤信三「契約各論(四)」二六五頁 鬼頭豊隆「戸籍法及寄留法」三一頁 穂積重遠「判例小話(一一)」四一三頁
第一七回配本 六月一〇日	第一五卷	松本丞治「民法訴訟法(一)」一頁 松本丞治「会社法(三)」八一頁 宮沢俊義「衆議院議員選舉法」一四一頁 正木克重「行刑法規(一)」一頁 穂積重遠「判例小話(一二)」四〇三頁
第一八回配本 七月一〇日	第一六卷	松波仁一郎「海法」一頁 菊井維大「民事訴訟法(二)」一七五頁 立作太郎「平時國際公法(一)」二二一頁
第一九回配本 八月一五日	第一七卷	菊井維大「民事訴訟法(三)」一頁 立作太郎「平時國際公法(二)」一四一頁 入江昂「銀行法(一)」二五七頁
第二〇回配本 九月一五日	第一八卷	立作太郎「平時國際公法(三)」一頁 平田慶吉「鉱業法」一五九頁
第二一回配本 一〇月一〇日	第一九卷	立作太郎「平時國際公法(四・完)」一頁 杉之原舜一「不動産登記法」七七頁 入江昂「銀行法(二・完)」二六一頁

第二二回配本 十一月一〇日	第二〇卷	加藤正治「破産法(一)」一頁 穂積重遠「親族法(一)」一六七頁 我妻栄「物權法(二)」三〇五頁
第二三回配本 十二月一〇日	第二一卷	我妻栄「物權法(三)」一頁 青山衆司「保險契約法」五七頁 清水玄「健康保險法」二七一頁
昭和五年(一九三〇年)		
第二四回配本 一月一〇日	第二二卷	穂積重遠「親族法(二)」一頁 我妻栄「物權法(四)」一九七頁 加藤正治「破産法(二)」一六七頁 三浦周行「法制史」二九七頁
第二五回配本 二月一〇日	第二三卷	立作太郎「戰時國際公法(一)」一頁 武井群嗣「土地取用法」二五三頁 山田準次郎「衛生行政法」三九九頁
第二六回配本 三月一〇日	第二六卷	立作太郎「戰時國際公法(二・完)」一頁 烏賀陽然良「海商法(一)」三〇九頁
第二七回配本 四月二〇日	第二七卷	加藤正治「破産法(三・完)」一頁 烏賀陽然良「海商法(二)」六五頁 穂積重遠「親族法(二)」五三頁 武部欽一「教育行政」二〇九頁 丹羽七郎「都市計画法」三〇九頁 滝川幸辰「刑法各論(一)」三九一頁
第二八回配本 五月一五日	第二八卷	滝川幸辰「刑法各論(二・完)」一頁 牧野英一「法律講話(一)」八七頁 野村淳治「行政法總論(六)」二二五頁 穂積重遠「親族法(四)」二六九頁 野間海造「農業法(一)」三三三頁 孫田秀春「産業組合法」三四一頁
第二九回配本 六月二〇日	第二九卷	牧野英一「法律講話(二)」一頁 藤野惠「社会行政(二・完)」八九頁 榛村專一「著作權法(一)」二一七頁 野間海造「農業法(二)」二五七頁

第三〇回配本 七月二〇日	第三〇卷	野村淳治「行政法総論（七・完）」三〇一頁 我妻栄「物権法（四）」四五五頁
第三一回配本 八月二〇日	第三一卷	穂積重遠「親族法（五・完）」一五七頁 牧野英一「法律講話（四）」九二頁 末弘嚴太郎「法学問答（七）」九五頁 竹田省「商法総則（二）」二二頁 田中耕太郎「法律学概論（二）」二四三頁 大森洪太「人事訴訟手続法（三）」二九二頁 我妻栄「物権法（六・完）」二九九頁 野間海造「農法（四）」三八九頁 安達祥三「特許法（二）」四一九頁
第三二回配本 九月二〇日	第三二卷	山田三良「国際私法（一）」一頁 大森洪太「人事訴訟手続法（三）」七五頁 樺村専一「著作権法（四）」一六三頁 田中耕太郎「法律学概論（二）」二〇七頁 加藤正治「和議法（二）」二七頁 安達祥三「特許法（二）」二七五頁 石黒武重「漁業法（二）」四一七頁 岩松三郎「競売法（二）」四七二頁
第三三回配本 一〇月二〇日	第三三卷	竹田省「商法総則（一）」三頁 野間海造「農法（五）」一三頁 山田三良「国際私法（三）」一五三頁 穂積重遠「相統法（二）」一一頁 大森洪太「人事訴訟手続法（四）」三三三頁 樺村専一「著作権法（五）」三九九頁 田中耕太郎「法律学概論（三）」四五七頁
第三四回配本 十一月二〇日	第三四卷	穂積重遠「相統法（一）」三頁 樺村専一「新聞紙法（一）」四一頁 我妻栄「債権法（事務管理・不当利得（一）」九九頁

第三五回配本 一二月二〇日	第三五卷	安達祥三「特許法（三・完）」一八三頁 山田三良「国際私法（四）」二七三頁 田中耕太郎「法律学概論（四）」三五五頁 石黒武重「漁業法（三）」四四九頁
第三六回配本 一月二〇日	第三六卷	山田三良「国際私法（五）」三頁 穂積重遠「相統法（四）」八五頁 田中耕太郎「法律学概論（六）」一三一頁 石黒武重「漁業法（五・完）」一九五頁 樺村専一「出版法（二）」一八一頁 安達祥三「商標法（三）」三七頁 加藤正治「強制執行法（一）」四〇五頁
第三七回配本 二月二〇日	第三七卷	穂積重遠「相統法（五・完）」三頁 野間海造「農法（七・完）」四七頁 加藤正治「強制執行法（二）」〇七頁 岩松三郎「競売法（二・完）」一六九頁 野村淳治「行政法各論拾遺（警察行政）」二五七頁 我妻栄「債権法（不法行為（二）」四〇五頁 三宅正太郎「治安維持法（一）」四九五頁
第三八回配本 三月二〇日	第三八卷	竹田省「商行為法（一）」三頁 田中耕太郎「法律学概論（七・完）」一三三頁 三宅正太郎「治安維持法（二・完）」一八一頁 穂積重遠「調停法（二）」二七頁 菊井維大「民事訴訟法（四）」二九一頁 我妻栄「債権法（不法行為（三）」四三九頁
第三九回配本 八月二〇日	第三九卷	加藤正治「強制執行法（三・完）」一九九頁 山田三良「国際私法（六・完）」九九頁 編集部「総索引」巻末
昭和六年（一九三一年）		

〈表2〉 『現代法学全集』収録著作（著作別）

\*下段…『新法学全集』収録著作

法学概論・基礎法	
〔1〕穂積重遠 「法学入門（一）」（二・完）	①一卷（昭和三年二月）一頁、②二卷（四月）一頁
〔2〕牧野英一 「法律講話（一）」（五・完）	①一卷（昭和三年二月）三〇九頁、②二卷（昭和五年五月）八七頁、③二卷（六月）一頁、④三〇卷（七月）六三頁、⑤三一卷（八月）五七頁
〔3〕末弘敏太郎 「法学問答（一）」（七）	①一卷（昭和三年二月）三三一頁、②二卷（四月）四二三頁、③三卷（五月）三七九頁、④四卷（七月）二八一頁、⑤三卷（八月）九八三頁、⑥三〇卷（昭和五年七月）二八一頁、⑦三卷（八月）九八三頁
〔4〕穂積重遠 「判例小話（一）」（三）	①三卷（昭和三年五月）三五六頁、②四卷（七月）三四七頁、③五卷（八月）三七五頁、④六卷（九月）四一頁、⑤七卷（一〇月）三八三頁、⑥八卷（十一月）四一三頁、⑦九卷（十二月）三五九頁、⑧一〇卷（昭和四年一月）三四九頁、⑨一卷（二月）三六一頁、⑩二卷（三月）三九七頁、⑪三卷（四月）四一三頁、⑫一四卷（五月）三九九頁、⑬一五卷（六月）四〇三頁
〔5〕三浦周行 「法制史」	二卷（昭和五年一月）二九七頁
〔6〕田中耕太郎 「法律学概論（一）」（七・完）	①三二卷（昭和五年八月）一五九頁、②三三卷（九月）二〇七頁、③三三卷（一〇月）四五七頁、④三四卷（十一月）三五五頁、⑤三五卷（十二月）三三九頁、⑥三六卷（昭和六年一月）一三一頁、⑦三八卷（三月）一三三頁
憲法	広浜嘉雄「法理学」二八卷
〔7〕上杉慎吉 「大日本帝国憲法講義（一）」（三・完）	①一卷（昭和三年二月）一九頁、②二卷（四月）二五頁、③三卷（五月）一頁
行政法	佐藤五次郎「憲法」一卷
〔8〕野村淳治 「行政法総論（一）」（七・完）	①一卷（昭和三年二月）三三頁、②二卷（四月）八五頁、③三卷（五月）六三頁、④七卷（一〇月）一五五頁、⑤一四卷（昭和四年五月）八五頁、⑥二八卷（昭和五年五月）一二五頁、⑦二九卷（六月）三〇一頁
〔9〕杉村章三郎 「地方自治法」	三卷（昭和三年五月）二二九頁
〔10〕長島毅 「弁護士法」	八卷（昭和三年一月）二〇九頁
	美濃部達吉「行政法総則」二卷
	字賀田順三「地方自治制」三卷

		(11) 丹羽七郎 「道路法」 八卷（昭和三年一月）二九三頁	柳瀬良幹「交通・通信法」五卷
		(12) 美濃部達吉 「行政裁判法」 九卷（昭和三年二月）六三頁	宮沢俊義「行政訴訟法」三卷
		(13) 田中広太郎 「地方税法」 九卷（昭和三年二月）二九三頁	杉村章三郎「地方税法」六卷
		(14) 広瀬豊作 「会計法」 一一卷（昭和四年二月）九五頁	清宮四郎「会計法」一卷
		(15) 長島毅 「裁判所構成法」 一二卷（昭和四年三月）八一頁	
		(16) 宮沢俊義 「衆議院議員選挙法」 一五卷（昭和四年六月）一四一頁	河村又介「選挙法」一卷
		(17) 星野直樹 「税法」 二三卷（昭和三年六月）二〇三頁	杉村章三郎「租税法」六卷
		(18) 岡田文秀 「河川法」 二四卷（昭和三年四月）一七九頁	
		(19) 武井群嗣 「土地収用法」 二五卷（昭和五年二月）二五三頁	亀山孝一「衛生法」三一卷
		(20) 山田準次郎 「衛生行政法」 二五卷（昭和五年二月）三七九頁	中村弥三次「文化行政法」六卷
		(21) 武部欽一 「教育行政法」 二七卷（昭和五年四月）二二九頁	
		(22) 丹羽七郎 「都市計画法」 二七卷（昭和五年四月）三〇九頁	
		(23) 藤野恵 「社会行政（一）〜（二・完）」 ①二八卷（昭和五年五月）二四一頁、②二九卷（六月）八九頁	鶴飼信成「社会行政法」六卷
		(24) 野村淳治 「行政法各論拾遺（警察・行政法）」 三七卷（昭和六年二月）二五七頁	
刑事法			宮沢俊義「皇室法」一卷 大石義雄「議院法」一卷 野村淳治「行政官庁法」二卷 杉村章三郎「官吏法」三卷 佐々木惣一「警察法概論」三卷 磯崎辰五郎「公物・營造物法」四卷 渡辺宗太郎「土木法」四卷 美濃部達吉「公用負担法」四卷 田中二郎「公共企業法」五卷 松岡修太郎「外地法」五卷 杉村章三郎「専売法」六卷 田上穰治「軍事行政法」六卷
(25) 池田克	「暴力行為等処罰法」	四卷（昭和三年七月）二六九頁	
(26) 小野清一郎	「刑事訴訟法」	五卷（昭和三年八月）一八三頁	小野清一郎「刑事訴訟法」二〇卷



	(27) 岩村通世	「少年法」	六卷(昭和三年九月) 二四一頁	森山武市郎「少年法」二〇卷
	(28) 滝川幸辰	「刑法総論」	一〇卷(昭和四年一月) 一頁	牧野英一「刑法総論」一八卷
	(29) 正木亮	「行刑法規」	一五卷(昭和四年六月) 三一頁	正木亮「行刑法」一八卷
	(30) 大森洪太	「陪審法」	二四卷(昭和三年四月) 二七二頁	滝川幸辰「陪審法」二〇卷
	(31) 滝川幸辰	「刑法各論」(一)～(二・完)	①二七卷(昭和五年四月) 三九一頁、②二八卷(五月) 一頁	木村亀二「刑法各論」一九卷
	(32) 風早八十二	「治安維持法」(一)	三〇卷(昭和五年七月) 三〇三頁……発禁につき削除	池田克「治安維持法」一九卷
	三宅正太郎	「治安維持法」(一)～(二・完)	①三七卷(昭和六年一月) 四九五頁、三八卷(三月) 一八一頁	日高巳雄「軍刑法」一九卷 日高巳雄「軍法会議法」一九卷 滝川幸辰「刑事補償法」一九卷
民法	(33) 我妻栄	「民法総則」(一)～(四・完)	①一卷(昭和三年二月) 六七頁、②二卷(四月) 一七三頁、③三卷(五月) 一三五頁、④四卷(七月) 一頁	穂積重遠「民法総則」七卷
	(34) 三瀧信三	「契約概論」	四卷(昭和三年七月) 一三三頁	三瀧信三「契約法」一〇卷
	(35) 末弘厳太郎	「債権総論」(一)～(七・完)	①五卷(昭和三年八月) 一頁、②六卷(九月) 一頁、③八卷(二月) 一頁、④九卷(二月) 一頁、⑤一〇卷(昭和四年一月) 二〇三頁、⑥一一卷(二月) 一頁、⑦一二卷(三月) 一頁	末弘厳太郎「債権総論」一〇卷
	(36) 三瀧信三	「契約各論」(一)～(五・完)	①二〇卷(昭和四年一月) 二五一頁、②一一卷(二月) 三七頁、③一二卷(三月) 三三頁、④一三卷(四月) 二六五頁、⑤一四卷(五月) 二六三頁	三瀧信三「契約法」一〇卷
	(37) 穂積重遠	「親族法」(一)～(五・完)	①二〇卷(昭和四年一月) 一六七頁、②二卷(昭和五年一月) 一頁、③二七卷(四月) 一五三頁、④二八卷(五月) 二六九頁、⑤三一卷(八月) 一頁	中川善之助「親族法」一一卷
	(38) 我妻栄	「物権法」(一)～(六・完)	①二〇卷(昭和四年一月) 三〇五頁、②二卷(二月) 一頁、③二二卷(昭和五年一月) 一九頁、④二九卷(六月) 四五頁、⑤三〇卷(七月) 三九一頁、⑥三二卷(八月) 二九九頁	末川博「物権法」八卷
	(39) 穂積重遠	「相続法」(一)～(五・完)	①三三卷(昭和五年二月) 二二一頁、②三四卷(二月) 三頁、③三五卷(二月) 八三頁、④三六卷(昭和六年一月) 八五頁、⑤三七卷(二月) 三頁	近藤英吉「相続法」二二卷
	(40) 我妻栄	「債権法」(事務管理・不当利得) 「債権法」(不法行為) (一)～(三・完)	①三四卷(昭和五年一月) 九九頁、②三七卷(昭和六年二月) 四〇五頁、③三八卷(三月) 四三九頁	我妻栄「事務管理・不当利得・不法行為」一〇卷

				<p>勝本正晃「担保物権法」九卷                      戒能通孝「借地借家法」一二卷                      石田文次郎「特別担保法」一四卷</p>
商法				
(41)	田中耕太郎	「手形法(一)」「(三・完)」	①六卷(昭和三年九月)七三頁、②七卷(一〇月)一頁、③八卷(二月)一〇五頁	伊沢孝平「手形法・小切手法」一七卷
(42)	松本丞治	「会社法(一)」「(二・完)」	①二三卷(昭和四年四月)一頁、②一四卷(五月)一頁	大森洪太「会社法」一五卷
(43)	青山衆司	「保険契約法」	二二卷(昭和四年二月)五七頁	野津務「保険法」一六卷 石井昭久「海上保険法」一六卷
(44)	烏賀陽然良	「海商法(一)」「(二・完)」	①二六卷(昭和五年三月)三〇九頁、②二七卷(四月)六五頁	竹井廉「海商法」一六卷
(45)	竹田省	「商法総則(一)」「(二・完)」	①三一卷(昭和五年八月)一一一頁、②三三卷(一〇月)三頁	西原寛一「商法総則」一四卷
(46)	竹田省	「商行為法」	三八卷(昭和六年三月)三頁	小町谷操三「商行為法」一五卷 石井昭久「社債法」一五卷
民事訴訟法				
(47)	中島弘道	「非訟事件手続法」	一一卷(昭和四年三月)二三五頁	岡村玄治「非訟事件手続法」二三卷
(48)	菊井維大	「民事訴訟法(一)」「(四・完)」	①一五卷(昭和四年六月)一頁、②一六卷(七月)一七五頁、③一七卷(八月)一頁、④三八卷(昭和六年三月)二九一頁	加藤正治「民事訴訟法」二二卷 齊藤常三郎「民事訴訟法」二六卷
(49)	加藤正治	「破産法(一)」「(三・完)」	①二〇卷(昭和四年二月)一頁、②二二卷(昭和五年一月)一六七頁、③二七卷(四月)一頁	齊藤常三郎「破産法」二四卷
(50)	大森洪太	「人事訴訟手続法(一)」「(五・完)」	①三〇卷(昭和五年七月)九一頁、②三二卷(八月)二四三頁、③三三卷(九月)七五頁、④三三卷(一〇月)三三三頁、⑤三五卷(十一月)三頁	中田淳一「特別訴訟手続・第一部」二三卷 山田正三「特別訴訟手続・第二部」二三卷
(51)	加藤正治	「和議法」	三二卷(昭和五年九月)二七七頁	齊藤常三郎「和議法」二四卷
(52)	岩松三郎	「競売法(一)」「(二・完)」	①三二卷(昭和五年九月)四七一頁、②三七卷(昭和六年二月)一六九頁	小野木常「競売法」二三卷
(53)	加藤正治	「強制執行法(一)」「(三・完)」	①三六卷(昭和六年一月)四〇五頁、②三七卷(二月)一〇七頁、③三九卷(八月)一頁	兼子一「強制執行法」三三卷
(54)	穂積重遠	「調停法」	三八卷(昭和六年三月)二二七頁	三宅正太郎「調停法」一二卷

(55)	立作太郎	「国際公法の基本観念」	五卷(昭和三年八月) 七三頁	
(56)	立作太郎	「平時国際公法(一)〜(四・完)」	①一六卷(昭和四年七月)二三一頁、②一七卷(八月)二四一頁、③一八卷(九月)一頁、④一九卷(一〇月)一頁	大沢章「平時国際公法・第一部」二五卷 横田喜三郎「平時国際公法・第二部」二六卷
(57)	立作太郎	「戦時国際公法(一)〜(二・完)」	①二五卷(昭和五年二月)一頁、②二六卷(三月)一頁	田岡良一「戦時国際公法」二七卷
(58)	山田三良	「国際私法(一)〜(六・完)」	①三〇卷(昭和五年七月)一頁、②二三卷(九月)一頁、③三三卷(一〇月)一五三頁、④三四卷(十一月)二七三頁、⑤三六卷(昭和六年一月)三頁、⑥三九卷(八月)九九頁	江川英文「国際私法」二七卷
諸法				
(59)	孫田秀春	「労働法(一)〜(二・完)」	①一卷(昭和三年二月)、②三卷(四月)二八七頁	菊池勇夫「労働法」三〇卷
(60)	三淵忠彦	「信託法及信託業法」	二四卷(昭和三年四月)一頁	入江真太郎「信託法」一三卷
(61)	南正樹	「保険業法」	二三卷(昭和三年六月)一頁	
(62)	岸信介	「取引所法」	二三卷(昭和三年六月)九九頁	田中耕太郎「取引所法」一七卷
(63)	栗栖起夫	「担保附社債信託法」	二三卷(昭和三年六月)三二五頁	
(64)	栗栖起夫	「工場抵当法」	五卷(昭和三年八月)三二一頁	
(65)	蘭部一郎	「山林法」	六卷(昭和三年九月)三一七頁	蘭部一郎「山林法」二九卷
(66)	藤原保明	「電話法」	七卷(昭和三年一〇月)二八一頁	
(67)	佐竹三吾	「鉄道營業法」	一一卷(昭和四年二月)二六七頁	
(68)	鬼頭豊隆	「戸籍法及寄留法」	一三卷(昭和四年四月)三一頁	中川善之助「戸籍法及寄留法」一二卷
(69)	遠藤後一	「電気事業法及瓦斯事業法」	一四卷(昭和四年五月)二八三頁	

	(70) 松波仁一郎	「海法」	一六卷（昭和四年七月）一頁	鳥賀陽然良「海法」二八卷
	(71) 入江昂	「銀行法（一）（二・完）」	①一七卷（昭和四年八月）二五七頁、②一九卷（一〇月）二六一頁	田中誠二「銀行法」一七卷
	(72) 平田慶吉	「鉱業法」	一八卷（昭和四年九月）二五九頁	末弘徹太郎「鉱業法」二九卷
	(73) 杉之原舜一	「不動産登記法」	一九卷（昭和四年一〇月）七七頁	舟橋諄一「不動産登記法」一一二卷
	(74) 清水玄	「健康保険法」	二二卷（昭和四年一二月）二七一頁	後藤清「健康保険法」二九卷
	(75) 野間海造	「農業法（一）（七・完）」	①二八卷（昭和五年五月）三〇三頁、②二九卷（六月）二五七頁、 ③三〇卷（七月）一六九頁、④三一卷（八月）三八九頁、⑤三三卷 （一〇月）一三三頁、⑥三五卷（一二月）二〇九頁、⑦三七卷（昭 和六年二月）四七頁	小林巳智次「農業法」三〇卷
	(76) 孫田秀春	「産業組合法」	二八卷（昭和五年五月）三四一頁	石田文次郎「産業組合法」三一卷
	(77) 榛村專一	「著作権法（一）（四・完）」	①二九卷（昭和五年六月）二一七頁、②三〇卷（七月）二一九頁、 ③三二卷（九月）一六三頁、④三三卷（一〇月）三九九頁	勝本正晃「著作権法」二九卷
	(78) 石黒武重	「漁業法（一）（五・完）」	①三〇卷（昭和五年七月）一六九頁、②三三卷（九月）四一一頁、 ③三四卷（十一月）四四九頁、④三五卷（一二月）四一九頁、⑤三 六卷（昭和六年一月）一九五頁	井出正孝「漁業法」二九卷
	(79) 安達祥三	「特許法（一）（三・完）」	①三一卷（昭和五年八月）四二九頁、②三三卷（九月）三七五頁、 ③三四卷（十一月）一八三頁	
	(80) 榛村專一	「新聞紙法（一）（二・完）」	①三四卷（昭和五年一月）四一頁、②三五卷（一二月）一四三頁	
	(81) 安達祥三	「実用新案法」	三五卷（昭和五年一月）二五七頁	
	(82) 安達祥三	「意匠法」	三五卷（昭和五年一月）二九三頁	
	(83) 榛村專一	「出版法」	三六卷（昭和六年一月）二五一頁	
	(84) 安達祥三	「商標法」	三六卷（昭和六年一月）三三七頁	戒能通孝「無尽法」一三卷 末弘徹太郎「工業所有権法」二九卷 野間海造「畜産法」二九卷 菊池勇夫「経済統制法」三〇卷 後藤清「商工業組合法」三〇卷
索引				
(85) 編集部	「総索引」		三九卷（昭和六年八月）卷末	「総索引」別巻

## 四 終 章

最後に、『現代法学全集』の派生企画ないし後続企画のうち、昭和四年に千倉書房より発刊された『商学全集』と、日本評論社刊行の雑誌「法律時報」について触れておこう。

## 1 昭和四年一〇月——千倉書房『商学全集』

千倉書房社主の千倉豊は、もと鈴木商店勤務の商社マンであったが、退職してヨーロッパで二年ほど遊んだ後、昭和二年日本評論社に転職してきた人物である。こうした経歴から、社では主に営業・宣伝を担当したようであるが、『現代経済学全集』の打撃による昭和三年一二月の株式会社化の際に餓を切られ、翌昭和四年四月千倉書房を創業する。同年一〇月より刊行が開始される『商学全集』は、もともとは日本評論社において『現代法学全集』『現代経済学全集』と同時に企画されたものであったが、千倉を解雇した際、餞別代わりに与えたものだという。<sup>82)</sup>

この全集は、円本ではないが（一冊一円五〇銭）、全三八冊の一括予約販売（ただし、最終的には四二冊まで増冊された）、申込金不要で、上田貞次郎（東京商科大学教授）・滝谷善一（神戸商業大学教授）二名の「責任編輯」と銘打ち、「商科大学の開放」をキャッチフレーズにしているところまで、日本評論社の全集と「うり二つ」であるが、ここまでは同一の広告・営業方法に関して、日本評論社から何のクレームもなかったことよりすれば、「責任編輯」や「〇〇大学の開放」といったキャッチコピーをはじめ、日本評論社の『現代法学全集』『現代経済学全集』の企画販売や宣伝広告を立案したのは、千倉豊であったようにも想像される。

## 2 昭和四年一二月——日本評論社「法律時報」

一方、昭和四年一二月創刊の月刊誌「法律時報」もまた、日本評論社が末弘厳太郎に持ち込んだ企画であり、その立案者が末弘門下の山本秋であったことは、よく知られている。

（1）「法律時報」の発刊経緯

山本秋によれば、同誌の発刊に至る経緯は、次のようなものであった。<sup>(84)</sup>

すでに予定巻数を超えて増巻が進行中のある日、私は鈴木（利貞）社長に問うた。先任の美作（太郎）君が入隊したので一年ほど前から私が現代法学全集の編集の主任格になっていたのである。

「（現代）法学全集が終わった後、一〇万近い読者をどう組織なさるのですか？」

「組織するとは？」

という反問に私は答えた。

「法律雑誌を出して全集の読者を引き続き日本評論社の読者として永久に固定するのです」。

私は、次々現れる新法の解説をつづけ、傍ら有名な文学作品に見られる法律現象についての随想など柔らかいものも扱ったりしようなどと漠然と考えていたらしい。

社長（鈴木利貞）に誘われて軽井沢の別荘に夏休みを過ごしおられた末弘先生を訪れた。何十年に一度という暑い日だった。本所の焼跡のスラム街でセツルメントや消費組合の活動をやっていた私は、軽井沢ではじめて木の薫りの強烈さに神経が呼び覚まれた。

私のプランを一目見ただけで、先生は「これでは駄目だ」と思われたのであろう。意見らしいことは何もいわず、傍らの机の上にあったドイツの *Juristen Zeitung* を二冊私に手渡して「これを勉強し給え」といわれた。

これを「勉強」して、真似をして出したのが、法律時報の創刊号で、ほとんどその原型が五〇年近い今日まで保たれている。やはり末弘徹太郎責任編集を謳った。

「法律時報」の創刊は昭和四年一二月であるから、山本が恩師・末弘の軽井沢の別荘を訪れたのは、昭和四年の夏と<sup>(85)</sup>いうことになるが、この時点ではまだ『現代法学全集』の増巻部分は刊行されていないので、「すでに予定巻数を超え

て増巻が進行中」との山本の言は記憶違いである。一方、「法律時報」の創刊される昭和四年一月二月は、当初計画された全集完結月に一致しているから、雑誌発刊の目的が全集完結後も読者をつなぎ止めることにあったとする山本の説明との関係でも、「法律時報」の発刊計画立案は、『現代法学全集』の増巻決定よりも前であればならない。

なお、今日ただ単に「ユリステン」(・)「ツァイトゥング」といえば、戦後の一九五一年より Mohr Siebeck から発刊されている「Juristenzeitung: JZ」を指すが、右山本の言にいう「ドイツの Juristen Zeitung」とは、一八九六年ベルリンの Otto Liebmann から発刊され(編集はパウル・ラーバントら)、一九三三年に出版元が C. H. Beck に移りカール・シュミットらが編集を担当した「Deutsche Juristen-Zeitung: DJZ」のことである。「法律時報」の誌名は、この雑誌の表題の一部である「Juristen-Zeitung」部分の日本語訳であり、創刊号の新聞広告には、「ドイツのユリステン・ツァイツクは歐洲法学界の驚異だ。ツァイツクを供へずして誰が法を語り得たか? 法律時報は日本のユリステン・ツァイツクだ」のキャッチコピーが掲げられている。<sup>(85)</sup>

## (2) 「法律時報」の編集方針

「法律時報」の「表紙の装幀は、確か恩地孝四郎氏でハンムラビ法典を地にした現在までつづいているもので、法律雑誌としては異色なものだった」<sup>(86)</sup>。

一方、創刊号巻頭に掲げられた「発刊の辞」は、新雑誌刊行の趣旨として、以下の三点を挙げる。

先づ第一に、吾国には法律に関する重要な時事問題に対して適時に適切な解説乃至權威ある評論を与へてゐる雑誌がない。無論時の動きに関係なく専ら純学問的研究を載せる雑誌の存在が学界の爲め必要なること素より言ふを俟たないけれども、同時に重要な法律時事問題に対して漏れなく適当な解説評論を与へて輿論を指揮するに足るべき雑誌の存在しないことは非常に遺憾であつて其不足を充たすことは世の中の爲めにも又学界の爲めにも極めて重要である。

第二に、新法令判例其他法律に関する著書論説等法律研究に必要な資料文献が秩序正しく且成るべく漏れなく収録紹介した

雑誌が存在しない。吾々は例へば独逸の Juristen-Zeitung 一冊を手にしさへすれば法律に関する新刊書及び重要な雑誌論文として如何なるものが公にされたかを知ることが出来る。然るに吾国にはそう云ふ雑誌が存在しない。其結果吾々は従来資料文献を集めるに付いて無用の努力を浪費してゐる。此種の缺陷はどうしても至急充たされねばならない。

尚第三に、法律問題は法律専門家の間の問題であると同時に社会全体の問題である。然るに今迄の法律雑誌は殆どすべて法律専門家の為め法律専門家によつて作られたもののみである。専門家以外の人々も興味と理解とを以て読み得べき論説、専門以外の人々から法律に関して述べられた権威ある意見、法律の理解を助けるに付いて重要な働きをする——例へば故穂積博士の「法窓夜話」中に出てゐるやうな——各種の読物、其他在来の法律雑誌では事実載せ得ないやうなものをも載せ得る雑誌が一つ位生まれることは此際大に意義があると思ふ。

平野義太郎は、「これはもとより法学雑誌編集の方針をのべたことばだが、実はその根源の思想をたずねれば、末弘法学の学風にもつながるところがある」とするが、この三方針のうち「第一」と「第三」は、上記山本秋が「漠然と考へていた」ものに合致しているので、末弘のオリジナリテイは、〈DIZ〉に範を求める「第二」の点ということになるうか（もつとも、「第二」は、末弘のジャーナリスティックな学風を新雑誌に活用することを考えたともいえる。一方、「第三」は、すでに『現代法学全集』でも採用されていた方針であつた）。

### （3）「法律時報」の発行部数

だが、この雑誌は、營業的には成功しなかつた。山本秋は、「現代法学全集がなお七、八万部出ていた関係もあつて、第一号は確か四万部くらい刷つたのではなかつたか？ 何しろ大変な返本に遭つたようだった。次号からうんと少なくなつたはずである」と述べているが、<sup>(91)</sup> 売上げの不振に関しては、末弘も、創刊一周年となつた昭和五年二月号（二巻一、二号）巻末の「編集後記」で、「過去一年の業績は無論吾々編輯者にとつて満足なものではなかつた」と記している（なお、同頁には、定価を四〇銭から五〇銭に値上げする「社告」も掲載されている）。



一方、返本問題は相当深刻だったようで、翌昭和五年一月号（三卷一号）巻末には、次のような社告が掲載されてお

謹告

本誌は各位の熱誠な御支援により創刊一年にして確固たる成長を遂げ更に躍進を期して居ります。つきましては販売上一層堅実たる方法として十二月号より各書店の陳列売りを廃し普通雑誌に見る残本より生ずる無駄の排除を実行いたしました。

従来随時御買求の方は此際是非月極めとして書店に御申込頂き度、尚十二月号御求め洩れの方は再版出来に付御註文下され度渝らざる御講読切に希ひ上げます。

敬白

日本評論社營業部

——翌二月号（三卷二号）巻末の「編集後記」には、末弘の次のような懇願調の文章まで掲載されている。

本誌は前号から一般営利雑誌と同じやうに店頭売りをすることを断念した。雑誌の性質上それでは到底採算がとれないからである。此事が一般読者諸君の間に徹底しなかつたため、前号はあれ程立派な内容をもつてゐるにも拘らず、一般読者層の間に充分行き届くことが出来なかつたやうに心配される。読者諸君。どうぞ本誌の健かなる成長を助けるために予約して下さい。吾々編輯者は誓つて諸君の期待に反かない覚悟をもつてゐます。

（4）末弘 巖太郎と牧野英一

前記（2）「発刊の辞」の編輯三原則のうちの「第三」——穂積陳重『法窓夜話』のような読み物の掲載に関しては、同書を編集した陳重の長男・重遠が、創刊号より「有閑法学」を連載して好評を博した。<sup>92</sup>

その他、「法律時報」発刊初期の執筆者には、増冊刊行中であつた『現代法学全集』の執筆担当者が多いが、同全集の第一巻（昭和三年二月）で「法律講話」第一話「法律の改造と歴史的経緯」を書いたきり、増巻後の二八巻（昭和五年五月）まで執筆の途絶えていた牧野英一は、「法律時報」に関しても、創刊から五年後の昭和一〇年一月号（七巻

一号)の「急如律令録」連載開始まで、まったく寄稿していない。牧野が連載を開始した七巻一号の「編集後記」で、末弘は「今回、『法学志林』の編輯から身を引かれた牧野教授が特に本誌の為め執筆されるようになったことは、吾々の心より喜ぶ所であつて、吾々は読者と共に教授が今後長く本誌の為めに健筆を振はれんことを希望してやまないものである」と述べ、また、「H」（彦坂竹男）も「刑法学界の最高權威、常に我が学界の指導的地位に立たれる牧野博士に定期執筆を御願出来て、本誌の權威を一段と高めるに至つたことは何よりも喜ばしい。年頭にふさはしき贈物として読者からも喜んで頂けることと思ふ。『有閑法学』と共に輝く双璧を得たことは本誌のみの誇りとするところ。博士の御厚情に深く感謝する次第である」と記しているが、この点に関しては、山本秋の次の記述が気になる。<sup>93</sup>

牧野英一先生の連載「急如律令録」がはじまつたのは、創刊から数年経つて、もう私がやめた後だつたと思う。責任編集者の責任について最も厳しい意見を洩らしておられたのは牧野先生だつた。私たちはそれを末弘先生に申上げたことはなかつたが、敏感な先生は早くから察知しておられたらしい。しかしそうしたことには拘泥しない方だつたから、喜んで牧野先生へ誌面を提供せられたのであろう。

牧野が「法学志林」の編集主任となつたのは明治三八年のことであつたが、主筆の梅謙次郎が明治四三年に死去した後、同誌は牧野の個人雑誌と化したような時期があつた。<sup>94</sup>その「法学志林」から身を引いた牧野は、新たな執筆の場を求めていただろう。それゆえ、「法律時報」への連載を願ひ出たのは、おそらく牧野の側だつたように思われるが、それまで一度も「法律時報」に寄稿したことのない牧野が、末弘の「責任編集者の責任について最も厳しい意見を洩らしておられた」というのは、いかなる事情に基づくものであろうか。

この点との関係でも、思い浮かぶのは、末弘厳太郎「責任編輯」の『現代法学全集』における牧野英一の執筆内容の不自然さである。後の『新法学全集』で牧野は「刑法総論」を執筆しているのに対して、『現代法学全集』で牧野は刑事法分野の項目（課目）を執筆していない。また、「現代法学全集・発刊の趣旨」で穂積重遠の「判例小話」とともに

全集の眼目に掲げられていた「法律講話」も、上記のように、第一話を書いたきり長きにわたって途絶している。

『明治文化全集』の例からも知られるように、日本評論社・鈴木利貞は、複数の人物に全集の編集を依頼するのが常であった。また、穂積重遠と牧野英一については、未弘と異なり、日本評論社から単著刊行の実績を有していたことからしても、鈴木は、三人全員に『現代法学全集』の編集を声がけしたと考えるのが自然である。この三人の中で、未弘が「責任編輯」者になった理由に関しては、先に触れたように、社会評論で世間一般に広く名前が知られており購読者獲得に有利と考えられたから、というのが目下のところの仮説であるが、しかし、右の三人のうちから「責任編輯」者（もつとも、「法律時報」が表紙に未弘・末弘・末弘が「責任編輯」を謳っているのに対して、『現代法学全集』各巻奥付記載の未弘の肩書は全巻「編輯代表者」であって「責任編輯」者ではない）となった未弘の編集方針に対して（あるいは未弘の「責任編輯」者（「編輯代表者」）への就任それ自体に対して）、牧野が異を唱え、それが『現代法学全集』や「法律時報」から牧野を懸隔させる原因となったのではあるまいか。もつとも、この点もまた、確たる資料（史料）もないまま空想しただけの、単なる憶測にすぎない。大方のご教示を賜りたい。

(1) [https://www.nippony-archives.jp/user\\_data/guide.php#about](https://www.nippony-archives.jp/user_data/guide.php#about)

(2) なお、先の『現代法学全集』や『現代経済学全集』では、分割掲載方式による一覽性の欠如に対し、読者から不満が寄せられていた。そのため、『新法学全集』や『新経済学全集』では、編綴が加除式（バインダー方式）に改められたが、この方式は、今となつては、各回配本を解体することから生ずる刊行年月日の不明という、別の問題を生じさせている（『新法学全集』を引用する文献に、発刊年表記の誤りが多いのは、そのためである）。今般の『新経済学全集』の復刊が、①講読者に配本された状態をそのまま再現しているのか、②執筆項目ごとに綴じ直したものかにつき、日本評論社に問い合わせたところ、①である旨の回答を頂戴した。また、この全集に関しては、各回配本の際に「経済往来」と題する月報（葉）も読者に送付されている。この月報は、戦後の「経済評論」（昭和二年四月）や「経済セミナー」（昭和三年四月）に連なる貴重な資料であるが、その復刻は、今回の復刻とは別企画として検討中とのことであった。ちなみに、『新法学全集』に関しては、『新法学（新法学全集月報）』と題する

- 葉が配本の際に同封された。『新法学全集』本巻の「正誤」ならびに「追補」も掲載されているため、本巻復刻の際には、是非ともあわせて復刻をお願いしたい。
- (3) 杉井六郎「明治思想史における自由キリスト教提唱の意味」キリスト教社会問題研究二一〇号（昭和四二年）二五頁、佐々木敏二「日本の初期社会主義（二）経済資料研究八号（昭和四九年）一五頁、小室尚子「日本におけるキリスト教土着化の問題——『福音週報』にみる植村正久の福音理解とキリスト教弁証」東京女子大学紀要論集五九巻二号（平成二二年）四一頁。
- (4) 鈴木三男吉（第二代社長・鈴木利貞の養子）『回想の日本評論社』（日本評論社・非売品、平成一九年）「編集後記」（大石進）一五一〜一五二頁。
- (5) 美作太郎『戦前戦中を歩む——編集者として』（日本評論社、昭和六〇年）二二七頁。
- (6) 美作が参照した「内容見本」に関しては、「経済往来」三巻二号（昭和三年二月号）の巻末にも綴じ込まれている。なお、この文章については、「東京朝日新聞」にも、①昭和三年二月二日朝刊四面・五面ぶち抜き全面広告に続いて、②翌二月二日朝刊一面に「現代法学全集は法科大学の開放／東京帝国大学教授・法学博士・末弘徹太郎」との表題の下に掲載され、「東京日日新聞」にも、③昭和三年一月二五日朝刊五面の全面広告に続いて、④二月三日朝刊一面で東京朝日②と同じ体裁の末弘の文章が掲載され、「大阪毎日新聞」にも、⑤昭和三年一月二九日朝刊四面に東京日日③と同一体裁の全面広告が掲載され、「読売新聞」にも、⑥昭和三年二月四日朝刊一面に東京朝日②・東京日日⑤と同一の体裁の末弘の文章が掲載されているが、「経済往来」掲載の文章と異なり、圈点が打たれているほか、冒頭の書き出しが「昭和三年は」ではなく「昭和戊辰の本年は」になっていたり（②④⑥）、使用している漢字が異なっていたり、句読点の有無や位置が微妙に違っていたりする。
- (7) なお、研究会名は大正一二年より「民法法研究会」に変更され、刊行物名も三冊目（大正十二年度）より『判例民事法』に変更された。一方、出版元は第一巻（大正十年度）より有斐閣である。
- (8) 美作・前掲注（5）二二八頁。
- (9) 田中二郎「（私と法律時報）法律時報創刊五〇周年記念『昭和の法と法学』（法律時報五〇巻一三号臨時増刊、昭和五三年）二五八頁。なお、美作・前掲注（5）二二八頁も参照。
- (10) ①「座談会 日本法学の回顧と展望」法律時報二〇巻一二号（昭和二三年）四七頁……〔所収〕②日本評論社編輯局（編）『日本の法学——回顧と展望』（日本評論社、昭和五年）一三五〜一三六頁。
- (11) 末弘徹太郎という人物の人となりについては、七戸克彦「末弘徹太郎の青春——新渡戸稲造一高校長排斥事件の煽動者」法政研究八二巻二・三号（平成二七年）一四三頁参照。
- (12) 吉田克己「末弘民法学とその継承・発展（特集・法律時報七〇年と末弘法学・民主主義法学）」法律時報七〇巻一二号（平成一

- 年)二三頁。
- (13) 山本秋「東大セツルメントと消費組合運動——末弘先生とセツルメント・ヒューマニズム」『穂積・末弘両先生とセツルメント』(東京大学セツルメント法律相談部、昭和三八年)一〇一頁。
- (14) 山本秋「編集長が語る法律時報の五〇年」法律時報創刊前後のこと」法律時報臨時増刊『(創刊五〇周年記念) 昭和の法と法学』(法律時報五〇巻一三三号、昭和五三年)二六四頁。
- (15) 山本・前掲注(14)二六三頁。
- (16) 美作・前掲注(5)一九〇頁。
- (17) 同誌に關しては、さしあたり、杉原四郎①「雑誌『經濟往來』小史」甲南經濟學論集二四卷一号(一四三三號、昭和五八年)一〇三頁……〔所収〕②『日本の經濟雜誌』(日本經濟評論社、昭和六二年)六四頁參照。
- (18) 社会思想研究会(編)『河合榮治郎全集・第二卷(日記Ⅰ)』(社会思想社、昭和四四年)二七三頁。
- (19) 同誌は大正一三年一〇月創刊(二卷一号)〜大正一五年一〇月の三卷四号まで岩波書店が発売元であった。だが、次号(昭和二年一月の四卷一号)より発売元は日本評論社に変わる。
- (20) 『上田貞次郎日記(大正八年〜昭和十五年)』(慶応通信、昭和三八年)一一三頁。なお、杉原四郎・前掲注(17)①一一二頁……〔所収〕②七八頁も參照。
- (21) 吉野作造日記・昭和二年二月二日条には「夜小石川偕樂園に社会科学研究所の同人会あり 末弘(徹太郎)君一杯機嫌にて土方(成美)君を捉えて気焰を吐く、数学が得意だとて土方君の本の数学の公式を批評する」とあり(吉野作造選集15日記三(昭和二〇七)) (岩波書店、平成八年)一八頁、同年三月二日条にも「八時過偕樂園の社会科学研究所同人の集會に列す」とある(二二頁)。
- (22) 美作・前掲注(5)二一九頁。
- (23) L・M・N「サラリーマン爭議資料」全国の新聞が一行も報道し得なかつた日本評論社・社員爭議の顛末——暴露された出版企業の裏面・然もコンなのはざらだ」サラリーマン(The Salaried Man)五卷三三(昭和七年)五七頁。
- (24) 鈴木・前掲注(4)三〇頁。
- (25) 『河合榮治郎全集・第三卷(日記Ⅰ)』(社会思想社、昭和四四年)二二二頁。
- (26) 『河合榮治郎全集・第三卷(日記Ⅰ)』前掲注(25)二二七頁。
- (27) なお、松井慎一郎『河合榮治郎——戦鬪的自由主義者の真実』(中公新書、平成二年)一六五頁は、河合榮治郎が雑誌「經濟往來」に初めて寄稿した文章を、昭和二年六月号(二卷六号)一三七頁「朝鮮のこと」としているが、正しくない。一方、『河

- 合栄治郎全集・別巻（江上照彦「河合栄治郎伝」）（社会思想社、昭和四五年）三〇五頁以下の「著作目録」には、「学界の一事業」も「朝鮮のこと」も落ちている。
- (28) 美作・前掲注(5)一九〇頁以下。
- (29) 土方成美①「二三〇〇号記念特集」『事件』は遠くなりにけり——『経済往来』の歩みとともに「経済往来一六卷一〇号（三百号記念（昭和三九年）十月特大号）一三〇頁……（所収）②『事件』は遠くなりにけり」（『経済往来社、昭和四〇年）二〇三頁。
- (30) 東京朝日新聞では大正一五年一〇月一八日朝刊六面、読売新聞では同年一〇月二二日朝刊五面。
- (31) この間の経緯に関しては、さしあたり、七戸克彦「九州帝国大学法文学部と吉野作造——九州帝国大学法文学部内訌事件の調停者（一）」『法政研究八三巻四号（平成一九年）二九頁参照。
- (32) 『吉野作造選集14日記二（大正四〜一四）』（岩波書店、平成八年）三八一頁、三八二頁、三八五頁、三八七〜三八八頁、三八八頁。
- (33) 吉野作造日記には、昭和二年一〇月二日「夜新旧時代の相談会あり 福永書店よりやめるとの返事あり（小林君を通じて）、一月二日「それから重勝君から電話かゝる すぐ来て貰ふ 二時までかゝる 警醒社并に文化生活研究会の財政的窮状の始末をきく」、一月二六日「午後は斉藤隣之助君大石君を伴って来り新旧時代三省堂引受の件話をきめる」、一月二九日「今度新旧時代を三省堂がやることになりしにつきその相談会を開きし也」、一月三日「福永重勝」、一月八日「新旧時代改題『明治文化研究』の編輯も終る」とある。『吉野作造選集15日記三（昭和二〜七）』前掲注(21)四五頁、四九頁、五〇頁、五一頁。
- (34) 吉野日記・昭和四年六月三日条には帰りに三省堂に大石君を訪ねて明治文化研究に関して礼を述べる 社長の神保周蔵氏にも「遇ふ」とあることから（『吉野作造選集15日記三（昭和二〜七）』前掲注(21)一一三八頁）、三省堂側の申出によるものではなさそうである。
- (35) 『吉野作造選集15日記三（昭和二〜七）』前掲注(21)一七七頁。
- (36) 『吉野作造選集15日記三（昭和二〜七）』前掲注(21)二〇八頁、二一四頁。
- (37) 『吉野作造選集15日記三（昭和二〜七）』前掲注(21)三一〇頁、三一一〜三一二頁。
- (38) 河合栄治郎「金井延の伝記執筆の感想」『河合栄治郎全集・第二〇巻』（社会思想社、昭和四四年）一五四〜一五五頁。なお、小尾俊人『出版と社会（幻戯書房、平成一九年）四三七頁、松井・前掲注(27)三二二頁も参照。
- (39) 『河合栄治郎全集・第二二巻（日記I）』前掲注(25)三三六頁。
- (40) 『吉野作造選集15日記三（昭和二〜七）』前掲注(21)六頁。なお、小尾・前掲注(38)四四九頁も参照。
- (41) 『吉野作造選集15日記三（昭和二〜七）』前掲注(21)六頁。

- (42) 『吉野作造選集15日記三(昭和二〇七)』前掲注(21)一七頁、一九頁、二〇頁、二二頁、二四頁、二五頁、二六頁、二八頁、二九頁、三〇頁、三一頁、三二頁、三三頁、三四頁、三五頁、三六頁、三七頁、三八頁、三九頁、四〇頁、四二頁、四三頁、四四頁、四五頁、四六頁、四七頁、四八頁、四九頁、五〇頁。なお、小尾・前掲注(38)四四五頁以下も参照。
- (43) 東京朝日新聞昭和二年五月二七日朝刊一面、読売新聞昭和二年五月二九日朝刊一面。
- (44) 恩地孝四郎は、検事・恩地轍の四男で、萩原朔太郎の第一詩集『月に吠える』の装幀などで著名な装幀家・版画家。彼は『法律時報』表紙もデザインした(後述)。鈴木徹造『出版人物事典——明治と平成功故出版人』(出版ニュース社、平成八年)九七頁「恩地孝四郎」、恩地邦郎(編)『新装普及版 恩地孝四郎・装本の技』(三省堂、平成二二年)、池内紀『恩地孝四郎——一つの伝記』(幻戯書房、平成二四年)参照。なお、『明治文化全集』の編集担当は、初代社長・茅原茂の妻・律子の弟で茅原家の養嗣子となった茅原要三であったが(美作・前掲注(5)二二三頁)、その後一元社を復興した茅原要三が刊行した最初の書籍である尾佐竹猛『明治秘史・疑獄難獄』(一元社、昭和四年)の装幀も、恩地孝四郎であった。
- (45) 鈴木・前掲注(4)三一頁、美作・前掲注(5)二二二頁。
- (46) 東京朝日新聞昭和二年六月一六日朝刊一面。
- (47) 小尾・前掲注(38)四五六頁。
- (48) 小尾・前掲注(38)四五六頁。
- (49) 小尾・前掲注(38)四五六頁。なお、「二」「五」「六」については、美作・前掲注(5)二二九〜二三〇頁も『現代法学全集』の特色として指摘する。
- (50) 東京朝日新聞昭和三年一月二三日朝刊五面。
- (51) 東京朝日新聞昭和三年二月一三日朝刊一面。
- (52) 東京朝日新聞昭和三年六月一日朝刊一面。
- (53) 七戸克彦「法学者の軽井沢」法政研究八一巻三号(平成二七年)九七頁。
- (54) 宮田親平「だれが風を見たでしょう——ボランティアの原点・東大セツルメント物語」(文芸春秋、平成七年)三五頁。
- (55) 大村敦志「穂積重遠——社会教育と社会事業を両翼として」(ミネルヴァ書房、平成二五年)一二三頁「すでに触れたように、東京大学セツルメントは大正デモクラシー期を代表する(少なくとも象徴する)社会事業の一つであったが、それはあくまでも学生セツルメントであり、重遠はこれを大学拡張運動の一環として理解していた。重遠はセツルメントにおいても『教育』『普及』を重視していたが、これもまた大学拡張運動と密接な関係を持つている」。
- (56) 大村・前掲注(55)一二五〜一二七頁。

- (57) 大村・前掲注(55)一三四頁。
- (58) 大村・前掲注(55)一三三頁。
- (59) 鈴木・前掲注(4)三二頁。
- (60) この件に関する土方側の言い分につき、土方・前掲注(29)②一四四頁以下、大内側の言い分につき、大内兵衛『経済学五十年・上』（東京大学出版会、昭和四五年）一九四頁以下。
- (61) 大内・前掲注(60)一八七～一八八頁。
- (62) 鈴木・前掲注(4)三五頁。この聞き書は、東京朝日新聞昭和三年一〇月二日朝刊一〇面の改造社の全面広告で、河上肇・福田徳三が、日本評論社・鈴木利貞からの出版交渉を曝露し、これに対して、日本評論社（鈴木利貞）が、同紙一〇月五日朝刊一〇面の日本評論社の全面広告で、「福田博士への公開状」と題する反論を掲載した一件を指している。
- (63) 土方・前掲注(29)①二九頁……〔所収〕②二〇二頁「経済往来の創刊当時は、日本評論社の *the jumping* 跳躍の時代で、『社会経済体系』を刊行していた頃でもあり、わたくしも、河合栄治郎君、本位田祥男君などと共に、その編集に参画していた」。
- (64) 土方・前掲注(29)①一三〇～一三一頁……〔所収〕②二〇四頁。
- (65) 小尾・前掲注(38)四五八頁以下。
- (66) 土方・前掲注(29)①一三〇頁〔所収〕②二〇三～二〇四頁。
- (67) 『東京大学百年史・部局史一』（東京大学出版会、昭和六一年）一五〇頁、七戸克彦「九州帝国大学法文学部と吉野作造（二・完）」法政研究八四巻一号（平成二九年）九二頁以下参照。
- (68) 土方成美『マルクシズムの嵐の中に憶う』（広文社、昭和三七年）九八頁。
- (69) 土方成美『学会春秋記——マルクシズムとの抗争三十余年』（中央経済社、昭和三五年）二〇五頁。
- (70) 丸山真男・福田敏一（編）『聞き書・南原繁回顧録』（東京大学出版会、平成元年）二〇九頁。
- (71) 土方・前掲注(69)二一六～二一七頁。
- (72) ただし、その二週間後の東京朝日新聞昭和三年二月一〇日九面広告では、正木亮「行刑法規」が加わり、執筆者数・項目数は各一増（四五名・六八項目）になっている。
- (73) 東京朝日新聞昭和三年二月一〇日九面広告の見出しには「菊判上製一冊一円！ 全篇悉く新作！ 各巻完結主義の編輯！」とある。
- (74) 東京朝日新聞昭和三年二月二日朝刊五面広告。
- (75) 「追加課目」六課目は、以下の通り。①三浦周行「法制史」、②広瀬豊作「会計法」、③藤野恵「社会行政」、④丹羽七郎「都市



計画法」、⑤武部欽一「教育行政」、⑥執筆者交渉中「医事法規」。

(76) 東京朝日新聞昭和三年三月三日朝刊五面広告。①上杉慎吉「皇室典範」、②三浦周行「法制史」、③広瀬豊作「会計法」、④藤野恵「社会行政」、⑤丹羽七郎「都市計画法」、⑥武部欽一「教育行政法」、⑦山田準次郎「衛生行政法」、⑧鬼頭豊隆「戸籍法及寄留法」、⑨清水玄「健康保険法」、⑩加藤正治「和議法」、⑪田中広太郎「地方税法」の一一課目が「新課目追加」として挙げられているが、このうち②⑦の六課目は、すでに上記二月二日広告で追加決定済である。

(77) 東京朝日新聞昭和五年一月九日朝刊一面広告。

(78) この点に関しては、山本秋も、「現代法学全集の特別法が意外な人気を呼び、次から次へと、某法もやってくれ、某々法も出してくれという読者の声が来る。無暗な増巻が全集の予約出版契約とどんな関係があるのか、会社の資金繰りなどにどんな影響があるのかなどに一向無関心だった私は、はしゃいだ気持で未弘先生にお願ひに行く。先生は『では某先生に頼み給え』と指示される。追加発表をすると一人の読者からも苦情は来ず、来るのは感謝の手紙だけという調子で三〇巻（正しくは二五巻）の予定が四〇巻（正しくは三九巻）まで増巻された」と述べているが（山本・前掲注(14)二六五頁）、しかし、本文で述べたように、増巻（第二六巻〜第三九巻）の中に、新規追加項目（課目）は存在していない。

(79) 執筆者の側では、巖松堂書店・三書楼出版の未完の全集『註釈民法全書』——第一巻・松本丞治『人法人及物（第一）（第二）』（明治四三・四四年）、鳩山秀夫『法律行為乃至時効（第一冊）（第二冊）』（明治四三・四四年）、第三巻・未刊、第四巻・三瀧信三『所有権乃至地役権』（明治四四年）、第五巻〜第七巻・未刊、第八巻・神戸寅次郎『契約総則』（大正四年）、第九巻以下・未刊——のような全集を想定したのではあるまいか。

(80) 東京朝日新聞昭和六年四月一日朝刊一面広告。

(81) 美作・前掲注(5)二七八頁。なお、この点については、東京朝日新聞昭和五年七月二四日朝刊一面に、日本評論社の社告が掲載されているほか、吉野作造日記昭和五年一〇月二日条に、「途中松崎君に遇ふ 風早君が諸学校の講師を罷められたと云ふ噂を聴く 法学全集に書いた『治安維持法』に司法省から内証で借りた秘密文書が無遠慮に使ったといふが祟りだとの事 気の毒だが風早君には珍しからぬ例の無邪気な悪癖の結果先づ致方なしと云ふべきか」とある（『吉野作造選集15日記三（昭和二〜七）』前掲注(2)二二二頁）。

(82) 美作・前掲注(5)二〇〇頁、鈴木・前掲注(4)三二二頁。

(83) 東京朝日新聞昭和四年一〇月一日朝刊一面の予約募集広告。

(84) 山本・前掲注(14)二六五頁。なお、山本・前掲注(13)一〇一〜一〇二頁にも、「現代法学全集の読者を日本評論社の固定読者として組織化するため法律の雑誌を出そうと思ひ立つた私が、何か焦点のぼやけた散漫なプランを持参したとき、未弘先生は、『こ

れを勉強して見給え』とお手許にあった「Juristen Zeitung」一冊を渡された。こうした先生の御指導で生れたのが法律時報であった」とある。

(85) 末弘の軽井沢の別荘については、七戸・前掲注(53)九六頁以下参照。

(86) なお、東京朝日新聞昭和四年九月二八日朝刊一面広告の見出しには「末弘徹太郎博士責任編輯／新雑誌法律時報の生誕に当り／権威ある『誌上法律相談』に応ぜよ!」とあり、本文には「出題および解答は来る十二月、『法律時報』創刊号誌上に発表する」とあることから、末弘「責任編輯」の「法律時報」の昭和四年二月創刊は、同年九月には固まっていたことになる。

(87) 渡辺潔「編集長が語る法律時報の五〇年」戦中の戒能先生と法律時報「法律時報臨時増刊創刊五〇周年記念『昭和の法と法学』」（法律時報五〇巻一三号、昭和五三年）二六八頁「法律時報」は「ユリステン・ツァイトウング」から誌名をとられた。

(88) 東京朝日新聞昭和四年一月二六日朝刊一面。

(89) 山本・前掲注(14)二六六頁。なお、前掲注(44)参照。

(90) 平野義太郎「私と法律時報 末弘博士の学風にふれつつ」法律時報臨時増刊創刊五〇周年記念『昭和の法と法学』（法律時報五〇巻一三号、昭和五三年）二五五頁。

(91) 山本・前掲注(14)二六六頁。

(92) なお、「有閑法学」の表題に関して、山本秋は、次のようなエピソードを語っている。「法律時報といえば、穂積先生の『有閑法学』は創刊号以来長く名物であったが、あれは初め『趣味の法律』という題であった。丁度その頃同名の単行本が出版されたので〔引用者注……昭和四年一〇月に修文社から出版された上田保『趣味の法律』。ちなみに、昭和三年一〇月に幸田露伴『洗心録』を発売した出版社の名前も「趣味の法律普及会」というものであった〕再考を願ったところ、穂積先生らしいこの風格のある題になったのであった。山本・前掲注(13)一〇二頁。

(93) 山本・前掲注(14)二六六頁。

(94) この点に関しては、堅田剛①「牧野英一の法理学——法律進化論から自由法論へ」独協法学三八号（平成六年）三九頁……〔所収〕②『独逸法学の受容過程——加藤弘之・穂積陳重・牧野英一』（御茶の水書房、平成二二年）一六五頁参照。